

# 第5期中期目標期間（見込） 業務実績報告書

【第5期中期目標期間】 令和5年度～令和7年度

実績期間	:	令和	5年	4月	1日から
		令和	7年	3月	31日まで
見込期間	:	令和	7年	4月	1日から
		令和	8年	3月	31日まで



独立行政法人 空港周辺整備機構

## 業務運営に関する報告

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
  - (1) 再開発整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  - (2) 住宅騒音防止対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
  - (3) 移転補償事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
  - (4) 緑地造成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
  
2. 業務運営の効率化に関する事項
  - (1) 業務改善の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
  - (2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化・・・・・・・・ 36
  
3. 財務内容の改善に関する事項
  - (1) 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画・・・・ 38
  - (2) 短期借入金の限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
  - (3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画・・ 44
  - (4) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画・・・・・・・・ 45
  - (5) 剰余金の使途・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
  
4. その他業務運営に関する重要事項
  - (1) 内部統制の充実・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
  - (2) 情報セキュリティ対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
  - (3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化・・・・・・・・・・・・ 55
  - (4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進・・・・ 64
  - (5) 業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組・・ 67
  - (6) 騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途・・・・・・・・ 69



## (1) 再開発整備事業

### 中期目標・中期計画

#### 【中期目標】

##### (1) 再開発整備事業

再開発整備事業は、移転補償事業により国が取得した土地を、機構が有償で借受け、周辺生活環境へも配慮しながら「騒音斉合施設※」を整備し、貸付をすることによって移転補償跡地の有効活用を図る事業である。

本事業は、これまで地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国・県・市・地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現しており、地域活性化に繋がっている。

今後も地域との共生に資するため、貸借人の経営状況の把握や、賃借料の安定的な確保に努めるなど事業の健全性を確保すること。

また、騒音斉合施設の資産価値を維持するため計画的な修繕を実施するとともに、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化にも留意しながら、適切な維持管理を図っていくこと。

※ 航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設（駐車場、倉庫、物販施設など）

#### 【指標】

- ・ 定期巡回による全施設月 1 回の点検実施  
(前中期目標期間実績※ 全施設月 1 回の点検実施)
  - ・ 全貸借人との情報交換のための面談 年 1 回以上  
(前中期目標期間実績※ 全貸借人との面談等 年 1 回以上実施)
- ※前中期目標期間実績：平成 30 年度から令和 3 年度までの実績

#### <指標の考え方>

- ・ 定期巡回については、施設の不具合や劣化の有無を早期に把握し対処することができることから、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。
- ・ 全貸借人との情報交換のための面談については、経営状況や施設修繕等の要望の把握により貸付料滞納や急な退去等リスクに備えられることから、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。

#### 【中期計画】

福岡空港と周辺地域の共生に貢献するため、国等と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図る。

##### (1) 再開発整備事業

地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国、関係自治体及び地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現し、地域の活性化を図ってきた。今後も地域と空港の共生に貢献するため、貸借人の経営状況の把握や、賃借料の安定的な確保に努めるなど事業の健全性を確保する。

また、騒音斉合施設の資産価値を維持するため計画的な修繕を実施するとともに、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化にも留意しながら、適切な維持管理を図っていく。

(指標：定期巡回による全施設月 1 回の点検実施)

(指標：全貸借人との情報交換のための面談等 年 1 回以上)



中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

1

<老朽化施設の保全>

取組内容	成果、効果
<p>【中期目標期間における取組】</p> <p>○ 耐用年数を経過し老朽化の著しい騒音齊合施設については、耐震性能など安全性の観点も踏まえ、弁護士と相談のうえ、立退きを前提とした交渉を進める一方、施設の安全性を確保する観点から今後の対応策の検討を行ってきた。</p> <p>また、当該施設については、定期的な巡回点検等による安全確認を徹底し、適切な保全に取り組みとともに耐震性及び修繕可能性の調査を行った。</p> <p>【各年度の主な取組】</p> <p>■令和6年度</p> <p>○ 立退きへの交渉を継続しつつ建物の現況を改めて確認したところ、施設の老朽化が顕著である一部建物に関して、早急に対処すべき状態であると判断した。このため、あらためて賃借人との立退き交渉を行ったが、現所在地での強い事業継続意欲及び当該建物の現況を踏まえ、当該建物を建て替える方針を決定した。引き続き施設の安全性確保のため、定期的に見回り点検を行い、賃借人との密な連絡に留意に努める。</p> <p>■令和7年度（見込み）</p> <p>○ 具体的な建替方法について検討していくこととしている。</p>	<p>これまで、賃借人との面談を重ね、適宜、意向の確認や相談にも応じてきたところであり、令和3年度には弁護士立会いのもと定期賃貸借契約書（案）を提示して契約期間の終了日を明確に示してきたが、賃借人側の事情により立退きには至らなかった。</p> <p>令和6年度においては、賃借人の強い事業継続意欲及び施設の安全性についての調査結果を踏まえ、施設を建て替える方針を決定した。</p>



中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

＜騒音斉合施設の維持管理、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化＞

取組内容	成果、効果
<p>【中期目標期間における取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和3年度に新たに策定した「騒音斉合施設全体修繕計画」に基づいた大規模改修工事や修繕を行い、施設の継続的な安全性の確保と適切な維持管理を実施した。</li> <li>○ 全ての施設について、月1回の定期巡回による点検を行うとともに、台風が通過した後などには、緊急の巡回点検を行い、被害状況の確認を徹底した。 定期巡回時には、外観の目視点検だけでなく、賃借人と面談することで、詳細な施設の稼働状況や不具合箇所の把握に努めた。 これらの取組により、指標である「定期巡回による全施設月1回の点検実施」については、すべての年度において達成する見込みである。</li> <li>○ 福岡国際空港株式会社への業務移管を計画している騒音斉合施設のデータベースについて、引き続き保全状況や修繕記録の更新を進めた。</li> </ul> <p>【各年度の主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 令和7年度（見込み）</li> <li>○ 騒音斉合施設の資産価値の維持及び安全の確保を図るため、定期的な巡回・点検を実施し、令和3年度に策定した修繕計画を見直し、計画的に施設の改修を行う予定である。</li> <li>○ 福岡国際空港株式会社への業務移管後の期間を含む修繕計画策定について、大規模施設を中心に建物や設備等の改修時期や各工事の概算額の算出を外部委託する予定である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 修繕計画に基づいた計画的修繕により、騒音斉合施設に係る資産価値の維持向上を図ることができた。</li> <li>○ 定期巡回及び緊急巡回を行うことで、施設の不具合や劣化の有無・進行度合いを的確に把握することができ、この取組によって不具合箇所等の早期発見・緊急修繕に繋がり、施設の適切な維持管理が図られた。</li> <li>○ 物件データベースを適宜更新するとともに、組織内において当該情報の共有化を図ることで、計画的な修繕や緊急的に対応が必要な修繕業務において円滑かつ効率的に処理することができた。</li> </ul>



【指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施】

	令和5年度		令和6年度	
	回数	達成率	回数	達成率
定期巡回	12回	100%	12回	100%
緊急巡回	4回	—	9回	—

※ 各年度の定期巡回の回数12回は、毎月1回実施。

<騒音斉合施設の修繕状況>

	令和5年度		令和6年度	
	計画	臨時	計画	臨時
大型施設(大井地区)	2件	4件	1件	3件
大施設以外	0件	4件	1件	3件



中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

<事業健全性の確保>

取組内容	成果、効果
<p>【中期目標期間における取組】</p> <p>○ 経営状況の悪化等による再開発整備事業への影響等に鑑み、全賃借人 27 者と面談を実施するとともに、第三者の調査機関等からの情報収集を行い、賃借人の経営状況を把握するための調査を行った。 指標である「全賃借人との情報交換のための面談等 年 1 回以上」については、すべての年度において達成する見込みである。</p> <p>○ 支払遅延に備え、毎月、貸付料の入金確認を行うことで、滞りなく納入期限内の賃料回収を行った。</p> <p>【各年度の主な取組】</p> <p>■令和 5 年度</p> <p>○ 国有地使用料の大幅な上昇に伴い、貸付料の増額が必要となった賃借人(6 者)に対して、新型コロナウイルス感染症による影響が落ち着いたことを契機に貸付料の増額交渉を行った。</p> <p>■令和 6 年度</p> <p>○ 国有地使用料の大幅な上昇に伴い、貸付料の増額が必要となった賃借人(8 者)に対して、貸付料の増額交渉を行った。令和 5 年度から増額交渉してきた 1 者については法的措置に移行し裁判所へ調停の申し立てを行った。残りの 1 者については翌年度も継続して増額交渉を行うこととした。</p> <p>■令和 7 年度(見込み)</p> <p>○ 大井その 2(商業施設)賃借人から令和 7 年 11 月末の撤退の届出があったため、新たな賃借人の確保に向け、サウンディング型市場調査を 5 月に実施するなど公募に向けた取組みを進めている。</p> <p>○ 令和 6 年度から増額交渉行っている残りの 1 者については、令和 7 年度においても引き続き増額交渉を行う。</p>	<p>○ 賃借人との面談及び調査機関等からの情報を分析することにより、賃借人の経営状況を詳細に把握することができ、貸付料滞納などのリスクに備えることができた。</p> <p>○ また、面談を実施することにより施設整備・修繕の要望について把握でき、施設の改修が必要な不具合箇所の改善につながった。</p> <p>○ 定期的な入金確認により、支払遅延の発生を未然に防ぐことができた。</p> <p>○ 日頃から賃借人とのコミュニケーションを通じ、多様な相談に真摯に応じてきた結果、円滑に手続きを進めることができ、対象 6 者のうち 5 者と貸付料の増額の変更契約を締結した。</p> <p>○ 日頃から賃借人とのコミュニケーションを通じ、多様な相談に真摯に応じてきたことで令和 6 年度においても、円滑に手続きを進めることができ、対象 8 者のうち 6 者と貸付料の増額の変更契約を締結した。</p>

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項



独立行政法人  
空港周辺整備機構

【指標：全貸借人との情報交換のための面談等 年1回以上】

	令和5年度	令和6年度
借借人	27者	27者
実績 (延べ回数)	27者 (40回)	27者 (50回)
達成率	100%	100%

<再開発整備事業の空き施設状況及び収支状況>

年 度	保有施設	うち 空き施設 (年度末現在)	事業収入 (A)		業務支出 (B)		収支率 (B/A)
				回収率	業務支出	借入金償還等支出	
令和3年度	31件	0件	615,449,988円	100%	561,558,038円	3,456,000円	91.8%
令和4年度	30件	0件	615,449,988円	100%	517,648,187円	3,456,000円	84.7%
令和5年度	30件	0件	618,041,588円	100%	555,460,626円	3,456,000円	90.4%
令和6年度	30件	0件	622,612,088円	100%	517,919,030円	3,456,000円	83.7%
令和7年度 (見込)	30件	0件	630,274,000円				

(注) ・事業収入：固有事業収入のうち業務収入のみ（雑収入を除く）  
・業務支出：固有事業勘定のすべて



## (2) 住宅騒音防止対策事業

### 中期目標・中期計画

#### 【中期目標】

##### (2) 住宅騒音防止対策事業

住宅騒音防止対策事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、騒音区域（第一種区域）指定の際に存在した住宅に対し、住民からの申請に基づき、国や関係自治体からの助成を受けて防音工事を行うとともに、当該工事により設置された空気調和機器の更新工事に対する助成を行う事業である。

今後、騒防法に基づく国からの補助事業として、関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくとともに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え、滑走路増設事業の進捗に合わせた具体的な手順等を明確にした上で、計画的に情報発信及び事務処理の効率化に向けた取組の強化を行うこと。

#### 【指標】

- ・更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内  
(前中期目標期間実績※ 最長処理日数59日)

#### <指標の考え方>

・更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数については、交付申請書類の審査及び検査並びに国への資金請求手続きに必要な日数を勘案したうえで、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。

#### 【中期計画】

##### (2) 住宅騒音防止対策事業

「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号。以下「騒防法」という。）」に基づく国や関係自治体からの助成を行う事業として次のとおり取り組む。

国及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による積極的な広報等を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図る。

また、事務処理の効率化等により補助金申請から交付決定までの日数の短縮を最大限図り、事業を着実に推進していく。

さらに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え、国が行う地元対策を見ながら、滑走路増設事業の進捗に合わせた具体的な手順等を明確にした上で、計画的に情報発信及び事務処理の効率化に向けた取組の強化を行う。

(指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内)



中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

<国及び関係自治体との連携>

取組内容	成果、効果
<p>【中期目標期間における取組】</p> <p>○ 事業の円滑かつ着実な実施に向けて、関係者のより一層の緊密な連携を図るため、「福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議」を毎年開催するとともに、「連絡協議会」や「事業成果検査」の場も活用して、必要な情報提供を行った。</p> <p>&lt;福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年度：R5.4.21</li> <li>  令和6年度：R6.4.24</li> <li>・ 参加者：福岡県、福岡市、春日市他</li> <li>・ 議 題：事業報告、事業計画等</li> </ul>	<p>○ 年度当初に毎年継続して、事業の概要・制度、予算等の説明及び質疑応答を行うことで、自治体における事業の受付窓口の担当者が制度や手続き方法等について理解が深められ、円滑な事業を執行することができた。</p>



中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

＜事業制度の周知及び騒音対策区域の見直しに伴う業務増の備え＞

取組内容	成果、効果
<p>【中期目標期間における取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係自治体窓口や福岡市の共同利用会館に住宅騒音防止対策事業パンフレットの設置（補充）を行ったほか、当該会館では、事業の概要を記載したチラシを掲示した。また、第4期中期目標期間に引き続き、マスクケースの配布を実施した。</li> <li>○ 福岡市博多区、東区及び大野城市が発行している広報誌に事業案内の記事を掲載した。</li> <li>○ 過去に防音工事を実施した事業対象者に対し、更新の機会を逃さないようダイレクトメール（空調機器更新工事のご案内）を郵送した。</li> <li>○ 住宅騒音防止対策事業に関する相談等については、苦情を含む全ての問合せ等に対し、その都度迅速かつ丁寧な対応に努めた結果、100%解決済みであり、長期に亘る継続案件は発生しなかった。 なお、電話対応にあたってはサービス向上や苦情対策等のため、通話録音システムを活用し対応力の向上に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ パンフレットの設置（補充）やチラシを掲示することで、より多くの住民に継続的に制度を周知することができた。</li> <li>○ 広報誌を見た住民からの問合せが一定数あり、中には事業制度を未だ知らない方からの問合せもあるなど、信頼性のある自治体広報誌の情報ということで一定の効果があった。</li> <li>○ ダイレクトメールの郵送を行った住民からの問合せや申請に加え、世帯の代替わり等のため事業制度を知らない方からの問い合わせもあり多くの事業対象者に制度の認知を図れた。</li> <li>○ 申請者等からの苦情・意見に対し、迅速かつ丁寧な対応に努めるとともに、苦情・意見を踏まえ、令和5年度は、ダイレクトメールの発送時期を申請期間初期に早め、また広報誌への掲載内容の見直し（購入後の申請は補助対象外を明記）を行った。令和6年度においても、広報誌への掲載内容の見直し（空調機器の対象要件を詳細に明記）、UR都市機構との事務調整を行ったことにより、苦情件数は令和4年度の35件から令和5年度21件、令和6年度15件と減少し、円滑な事業推進につなげることができた。相談等の件数（前期第4期5,136件、今期第5期1,939件）から、ある程度住民への周知はできていると思料されるが、今後も、積極的な広報活動を通じ、事業制度の周知を図ることとしている。 また、電話対応時に通話内容を録音することにより、相談内容の聞き漏らしやトラブルの未然防止、また、情報共有による窓口対応力の向上を図ることができた。</li> </ul>



取組内容	成果、効果
<p><b>【各年度の主な取組】</b></p> <p>■令和5年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第4期中期目標期間まで行ってきた新聞折込チラシや郵便局窓口現金封筒広告を廃止し、更に効果的な周知を行うため対象地域を選定したポスティングを実施した（配布：6,018枚）。</li> <li>○ 国・福岡県・福岡市・福岡国際空港株式会社が増設滑走路の供用に向けての情報共有等のため立ち上げている連絡会に参加し、意見交換を行った。</li> </ul> <p>■令和6年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業の円滑かつ着実な実施及び申請増に向けて、より一層の事業制度の周知を図るため、関係地元団体の担当者を対象に、国（福岡空港事務所）と協力し、丁寧に「空港周辺整備機構の事業制度」及び「申請手続き等」等の説明と質疑応答を行った。</li> </ul> <p>■令和7年度（見込み）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備えるため、今後、国が行う地元対策等と協調し国を始めとする関係機関との協議等を実施した上で、住宅騒音防止対策事業に関する広報について、より具体的な施策と施策実行の結果に対応する体制の整備について検討を進めていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ポスティングを実施した住民からの問合せは47件、申請については14件行われるなど一定の効果が得られた。 なお、ポスティングは、機構として初めての試みであったが、対象地域・世帯を選定して配布したことで、より効果的な広報となった。</li> <li>○ 連絡会において、福岡空港の現状及び需要を把握するとともに、騒音対策区域の見直しに伴う今後の進め方について関係者間で認識の共有を図ることにより、区域見直しに伴う業務増に備えて、どのような事前準備、取組等を実施しなければならないのか、確認することができた。</li> <li>○ 空港周辺整備機構の事業制度及び申請手続き、申請時の注意事項等の説明を丁寧に行うことで、申請者である地域住民が制度を理解し、今後、安心して容易に申請手続きができるよう意思疎通を行うことができた。 また、本説明会での申請手続きに関する簡素化に関する課題やご意見を国に伝えるとともに、当機構における今後の手続きに反映させることで、各種申請手続きを効率的に進める一助となり業務量増への備えにつながった。 今後も関係地元団体からの要望に応じて開催し、事業制度の理解を深めていただくとともに、説明会でいただいた手続きの簡素化等のご意見を今後の手続き見直しに反映していく。</li> </ul>

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項



独立行政法人  
空港周辺整備機構

[参考：自治体広報誌の掲載状況]

	令和5年度		令和6年度	
	掲載回数	問合せ	掲載回数	問合せ
博多区	5回	27件	4回	14件
東区	2回		4回	
大野城市	3回		3回	

[参考：更新工事対象者へのダイレクトメールの送付状況]

	令和5年度	令和6年度
送付軒数	79軒	185軒
問合せ	4件	8件
申請	1件	0件

[参考：住宅騒音防止対策事業に関する相談等]

	令和5年度	令和6年度
相談	992件	893件
感謝	13件	2件
苦情	24件	15件

【DMで郵送したチラシ（表面）】

**空調機器補助制度のご案内**

昭和57年3月30日以前に建てられた住宅にお住まいで、過去に航空機騒音対策として住宅防音工事を実施され、空調機器の更新(買い換え)をご検討の方へ

**制度概要 (条件)**

- 福岡空港周辺の航空機騒音指定区域内で国の制度(空港周辺整備機構)による防音工事や前回の更新工事で設置した空調機器であること。
- 空調機器を設置後、機構が実施した完了検査の日から起算して10年以上経過していること。
- 当該機器に故障や不具合が生じていること。

**対象の区域** | 航空機騒音指定区域(国土交通省告示) 第44号(2017年)

**事前申請**

●申請時に申請書が必要となり、審査終了後、申請書ご自身による記入となります。機構からの審査結果のお知らせを待つ前に工事をされた場合は対象外となりますので、ご注意ください。

●申請終了後、申込書へ補助金を入金します。

●申請時の居住人数による更新台数の制限があります。

手紙さやお問い合わせ先等の詳細は裏面をご覧ください。

【マスクケース（表面）】

**使い捨てマスクケース**

独立行政法人 空港周辺整備機構は新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組を応援します！

この面にマスクの外側を向けて置いてください

【DMで郵送したチラシ（裏面）】

**住宅騒音防止工事とは**

国土交通省告示により指定区域内で設置された航空機騒音対策防音壁(防音壁)の取付、防音壁設置による騒音低減効果の向上を図るため、指定区域内の航空機騒音指定区域内の住宅(防音壁設置対象住宅)に防音壁を設置する事業です。

防音工事や更新工事で設置された空調機器が故障したため、高に自分で交換された空調機器や、防音工事の間に、既存ものを代用機として使用していた空調機器が故障している場合も更新工事前の機器としての対象になります。(防音工事や更新工事後10年以上経過している場合に限り対象外です。)

**空調機器更新工事費用補助の手続きの流れ**

1. 申し込み
2. 申請書提出
3. 審査
4. 審査結果通知
5. 購入・設置
6. 完了報告
7. 補助金交付決定
8. 補助金交付
9. 補助金受領

本補助事業は当該年度予算の範囲内で行いますので、受付期間中であっても受付を締め切ることがあります。住宅騒音防止工事が未実施で、ご希望があれば、お問い合わせ下さい。

**申請書の受付場所**

- 大野城市庁舎(庶務課総合受付)
- 大野城市役所(庶務課)
- 東区役所(庶務課)
- 博多区役所(庶務課)
- 福岡市役所(庶務課)
- 福岡市東区役所(庶務課)
- 福岡市南区役所(庶務課)
- 福岡市西区役所(庶務課)
- 福岡市中央区役所(庶務課)
- 福岡市南区役所(庶務課)
- 福岡市西区役所(庶務課)
- 福岡市中央区役所(庶務課)

【例年の受付期間】5月頃から12月上旬

当機構ホームページからも申請書等をダウンロードできます。

申込書: <http://www.aeb.or.jp/boon/nodes.html>

お問い合わせ先 独立行政法人 空港周辺整備機構 (福岡市東区) 〒813-0013 福岡市東区博多駅前二丁目17番5号アークビル9階 TEL:092-472-4594 FAX:092-472-4597 E-mail: minbo@oela-fukue.jp

【マスクケース（裏面）】

<住宅防音工事を実施された住宅にお住まいの方へ>

**～空調機器補助制度のご案内～**

福岡空港周辺の航空機騒音指定区域内で国の制度に基づく建物の防音工事(防音サッシの取付等)や前回の更新工事で設置されたエアコン等の空調機器が、10年以上の使用により所要の機能が失われている場合に、新しい空調機器に取替えるための購入設置費用の一部を補助します。

前年の申込期間 5月頃～12月上旬

本この補助制度は事前申請制です。審査内容によってはお受けできない場合があります。

詳しくはホームページをご覧ください。

独立行政法人 空港周辺整備機構 住宅防音事業

<http://www.aeb.or.jp/boon/nodes.html>

福岡市東区博多駅前二丁目17番5号アークビル9階

航空機騒音指定区域内の航空機騒音指定区域内の住宅(防音壁設置対象住宅)に防音壁を設置する事業です。防音工事や更新工事で設置された空調機器が故障したため、高に自分で交換された空調機器や、防音工事の間に、既存ものを代用機として使用していた空調機器が故障している場合も更新工事前の機器としての対象になります。(防音工事や更新工事後10年以上経過している場合に限り対象外です。)



中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

<事務処理の効率化及び補助金交付決定事務の事務処理の短縮>

取組内容	成果、効果
<p>【中期目標期間における取組】</p> <p>○ 補助金交付決定に係る事務処理を効率化・迅速化するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請受付時 受付時に不備のあった申請書については、当日中に申請者へ電話連絡し、修正内容がわかる書類を同封の上返送</li> <li>・ 交付決定時 進捗表を作成し、申請受付から交付決定までの計画及び処理状況を職員間で随時共有することで、複数の職員での事務処理が可能となり業務の空白期間を解消し、処理期間の短縮を図った。</li> </ul>	<p>○ 申請書が不備の場合、修正箇所をわかりやすく説明した資料を返送することで、申請者の修正に要する負担が軽減されるとともに、担当者においても、再確認時の修正箇所の把握が容易となり、交付決定までの時間が短縮された。</p> <p>更に、進捗表の活用により、処理状況の共有・管理が可能となったことから、交付申請数事務処理の効率化が図られた。</p> <p>これらの取組により、指標である「更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数60日以内」については、すべての年度において達成している。</p>

【指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内】

区分	令和5年度			令和6年度		
	最長処理日数	平均日数	達成率	最長処理日数	平均日数	達成率
更新工事①	49日	24.0日	100%	36日	18.7日	100%
更新工事① (告示日後)	42日	32.0日	100%	23日	16.0日	100%
更新工事②	49日	29.9日	100%	44日	23.4日	100%
更新工事② (告示日後)	35日	19.8日	100%	41日	22.8日	100%
更新工事③	35日	35.4日	100%	44日	30.0日	100%
更新工事③ (告示日後)	-日	-日	-%	22日	21.5日	100%
更新工事④	37日	33.4日	100%	35日	34.7日	100%
合計	49日	31.6日	100%	44日	27.4日	100%

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項



独立行政法人  
空港周辺整備機構

[参考：申請件数・台数に対する実績及び見込み]

区 分	令和5年度			令和6年度			令和7年度 (見込み)
	交付決定	実 績	執行率 (%)	交付決定	実 績	執行率 (%)	交付決定
	件数・台数	件数・台数		件数・台数	件数・台数		件数・台数
防音工事 (未実施)	0件	0件	0	0件	0件	0%	1件
防音工事 (告示日後)	0件	0件	0	0件	0件	0%	1件
更新工事①	28台	28台	100%	25台	25台	100%	44台
更新工事① (告示日後)	3台	3台	100%	4台	4台	100%	6台
更新工事②	73台	73台	100%	57台	57台	100%	93台
更新工事② (告示日後)	6台	6台	100%	12台	12台	100%	5台
更新工事③	42台	42台	100%	28台	28台	100%	56台
更新工事③ (告示日後)	0台	0台	0	2台	2台	100%	67台
更新工事④	38台	38台	100%	51台	51台	100%	69台
合 計	190台	190台	100%	179台	179台	100%	2件/340台

<事業実施／予算執行状況>

単位：千円

	令和5年度			令和6年度			令和7年度 (見込み)
	予算	実績	執行率 (%)	予算	実績	執行率 (%)	予算
防音工事 (未実施)	1,324	0	0	1,415	0	0	1,759
防音工事 (告示日後)	2,286	0	0	2,450	0	0	1,903
更新工事①	6,537	2,448	37.4	5,794	2,216	38.2	5,408
更新工事① (告示日後)	1,021	283	27.7	765	449	58.7	737
更新工事②	11,542	6,792	58.8	11,478	5,134	44.7	11,432
更新工事② (告示日後)	409	564	137.9	437	1,050	240.3	615
更新工事③	817	3,489	427.1	33,451	2,847	8.5	6,884
更新工事③ (告示日後)	204	0	0	437	164	37.5	8,236
更新工事④	11,338	3,317	29.3	11,915	4,603	38.6	8,481
事務費	17,284	12,338	69.1	11,910	6,393	53.6	12,327
合 計	52,762	29,231	55.4	80,052	22,858	28.6	57,782

(注) 端数処理の関係で合計が合致しない場合がある。



### (3) 移転補償事業

#### 中期目標・中期計画

##### 【中期目標】

##### (3) 移転補償事業

移転補償事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、国からの委託契約に基づき、騒音区域（第二種区域）の指定の際に存在した建物や土地について、所有者等からの申請に基づき、その建物の移転補償や土地の買い入れを行う事業である。

今後、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、関係自治体担当者との情報共有及び効果的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくとともに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え、滑走路増設事業の進捗に合わせた具体的な手順等を明確にした上で、情報発信及び事務処理の効率化に向けた取組の強化について、重点的かつ計画的に行うこと。

##### 【指標】

- ・ 申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270日以内  
（前中期目標期間実績\* 最長処理日数 268日）

##### <指標の考え方>

- ・ 申請者や周辺住民との合意形成を図りつつ、着実な事業の進捗のため、必要な調査期間を確保する必要があることから、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。

##### 【重要度：高】

空港周辺住民の生活基盤である住居等について、申請のあった物件の着実な移転により、移転申請をした住民の生活環境の改善に資すること、また、25年閣議決定において、業務の民間委託に向けて業務の適正かつ円滑な実施を確保するとされていることから重要なものであるといえる。

##### 【中期計画】

##### (3) 移転補償事業

騒防法に基づく国からの受託事業として次のとおり取り組む。

地域と空港の共生に貢献するため、測量等の調査や申請者との契約交渉などのスケジュール管理、事務処理の効率化により契約締結までの日数の短縮を最大限図る。

また、出資者である国及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による効果的な広報、移転補償にかかる各種相談への対応により、円滑かつ着実な事業の実施を図る。

さらに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え、国が行う地元対策を見ながら、滑走路増設事業の進捗に合わせた具体的な手順等を明確にした上で、計画的に情報発信及び事務処理の効率化に向けた取組の強化を行う。

- （指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270日以内）



中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

＜事業の実施状況、スケジュール管理の徹底及び事務処理の効率化＞

取組内容	成果、効果
<p>【中期目標期間における取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各年度、機構が実施する測量等作業の進捗管理及び申請者が実施する建物・工作物の撤去作業に関して、申請者と連絡調整を密に行い、円滑かつ効率的に事業を実施した。</li> <li>○ 申請事案が円滑に進むよう、予め申請者とのスケジュール調整を密に行い作成した個別のスケジュール表を活用するとともに、測量・建物等調査・不動産鑑定について集中的な発注を行い、事務処理の効率化に引き続き取り組み、契約締結までの日数短縮を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 機構発注調査等に伴う申請者との連絡調整や現場立会のほか、申請者による建物等撤去工事の打合せ等の機会を利用して、申請者と進捗状況の確認、調整を行い、着実に事業を進めることにより、空港周辺住民の生活環境の改善を図ることができた。</li> <li>○ 個別のスケジュール表に基づき、契約締結までに必要なスケジュール管理を徹底し、作業を迅速かつ適切に対応することにより、指標である「申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内」については、すべての年度において達成している。</li> </ul>

【指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内】

	実績件数	原則 270 日以内	例外物件※	平均処理日数	達成率
令和 5 年度	4 件	4 件	0 件	178 日	100%
令和 6 年度	3 件	3 件	0 件	202 日	100%

※ 例外物件とは財務省との取得協議手続きを必要とする物件であり、相応の日数を要する。

【参考：移転補償事業実施状況及び見込み】

区 分		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (見込み)
土 地	件 数	4 件	3 件	7 件
	面 積	782.64 m <sup>2</sup>	3,021.56 m <sup>2</sup>	4,185.64 m <sup>2</sup>
うち 建物	件 数	3 件	2 件	1 件
借家人	件 数	1 件	0 件	0 件

※ 令和 5 年度及び令和 6 年度の件数、面積には、翌年度への繰越分を含む。



中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

<事業実施／予算執行状況>

単位：千円

	令和5年度			令和6年度			令和7年度 (見込)
	予算	実績	執行率 (%)	予算	実績	執行率 (%)	予算
前年度 から繰越	—	—	—	48,728	48,728	100%	74,717
現年度	247,576	205,822	83%		559,762	62%	1,412,591
翌年度 へ繰越	48,728	48,728	100%	74,717	74,717	100%	—
合 計	296,304	254,550	86%	1,030,678	683,207	66%	1,487,308

※ 管理勘定への繰入れは含まない。

[参考：移転補償実績及び見込み]

全体面積	対象面積 (※)	S49～R6 買入実績+R7 見込	第5期迄の 見込率
144.6ha	142.31ha	90.09ha (89.67ha + 0.42ha)	63.3%

※H28～R3 九州地方整備局による買入実績を除く。



中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

<広報等の実施、計画的な情報発信及び騒音対策区域の見直しに伴う業務増の備え>

取組内容	成果、効果
<p>【中期目標期間における取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福岡市及び大野城市が発行している広報誌へ事業案内の記事を掲載するとともに、引き続き地域住民の方々の目に触れる機会が増えるよう事業を案内するチラシを事業対象区域の公民館、共同利用会館へ設置（補充）した。また、令和6年度においては、2種、3種区域がより見やすいように新しいチラシを作成した上で、補充を行い、継続した広報活動に取り組んだ。</li> <li>○ 移転補償事業対象区域の住民に対し、事業の実施状況を周知するため横断幕の設置を第4期中期目標期間より継続しており、令和5年度は3箇所の追加設置、令和6年度はさらに4箇所の追加設置を行い、更なる広報活動の強化に取り組んだ。</li> <li>○ 騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え申請件数の平準化を図るため、令和5年度にポスティング用のチラシを作成するとともに、国と調整を行った上で機構独自に土地家屋実態調査を行った。令和6年度は、令和5年度に実施した土地家屋実態調査のデータを活用し、これまでの広報活動における対象範囲を精査した。その結果、移転補償の対象となり得る土地等が比較的多い地域であった空港北側（箱崎、笹松、社領、吉塚、郷口町、二又瀬等）、及び空港南側（大野城市仲畑）の約100世帯に対し、令和5年度に作成したチラシをより分かりやすい内容に見直した上でポスティングを実施した。当該ポスティングでの効果等については今後検証を行い、本データと併せて有効活用していくこととする。</li> <li>○ 申請者の利便性や理解に資するよう、移転補償手続きを解説した資料（移転補償の「しおり」）の見直しを行い、申請者に対して、より分かりやすく正確な情報発信に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公民館等へのチラシの設置、自治体広報誌への事業案内の掲載、及び横断幕の設置（令和4年度3箇所、令和5年度3箇所、令和6年度4箇所）による継続的な広報活動により、広報誌・チラシ・横断幕等を見た方からの問合せがあり、これらの継続的な広報活動の効果が得られた。（申請件数：令和4年度3件、令和5年度7件、令和6年度8件）</li> <li>○ 土地家屋実態調査データを活用して各エリアの買入れ状況を把握できたことにより、潜在需要が比較的多いエリア（他エリアと比べて、広報を強化する必要のあるエリア）を分析して、対象範囲、対象物件の絞り込み、集中的かつ短期間でポスティングによる移転補償制度の周知を行うことができた。</li> <li>○ 申請者（相談者）に対して、より分かりやすい内容にすることを目的として、「移転補償のしおり」及び「移転補償の概要」並びに、「移転補償の標準スケジュール」の見直し、補足追記等を年度当初、迅速に行った結果、申請者の誤認識や、ミスリード等の未然防止に資することができた。</li> </ul>



取組内容	成果、効果
<p>○ 移転補償事業にかかる各種相談（申請、境界確定、建物撤去など）について、引き続き迅速かつ適切に対応した。特に移転補償希望者には、移転補償手続き（制度説明、書類の作成含む）などの説明を、より丁寧に対応した。</p> <p>【各年度の主な取組】</p> <p>■令和5年度</p> <p>○ 国・福岡県・福岡市・福岡国際空港株式会社が増設滑走路の供用に向けての情報共有等のため立ち上げている連絡会に参加し、意見交換を行った。</p> <p>■令和6年度</p> <p>○ 事業の円滑かつ着実な実施及び申請増に向けて、より一層の事業制度の周知を図るため、関係地元団体の担当者を対象に、国（福岡空港事務所）と協力し、丁寧に「空港周辺整備機構の事業制度」及び「申請手続き等」等の説明と質疑応答を行った。</p> <p>■令和7年度（見込み）</p> <p>○ 移転補償事業対象区域の住民に対し、事業の実施状況を周知するために設置している横断幕について、新たに取得した視認性の高い跡地に4箇所追加設置する予定。</p> <p>○ 騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備えるため、今後、国が行う地元対策等と協調し国を始めとする関係機関との協議等を実施した上で、移転補償事業に関する広報について、より具体的な施策と施策実行の結果に対応する体制の整備について検討を進めていく。また、引き続き、相談受付業務の効率化について検討・検証を行う。</p>	<p>○ 移転補償事業に関する照会があった際に、移転補償手続きの制度説明や申請手順について懇切丁寧に対応した結果、申請につなげることができた。（令和5年度：照会44件中5件申請、令和6年度：照会41件中8件申請）</p> <p>○ 連絡会において、福岡空港の現状及び需要を把握するとともに、騒音対策区域の見直しに伴う今後の進め方について関係者間で認識の共有を図ることにより、区域見直しに伴う業務増に備えて、どのような事前準備、取組等を実施しなければならないのか、確認することができた。</p> <p>○ 空港周辺整備機構の事業制度及び申請手続き、申請時の注意事項等の説明を丁寧に行うことで、申請者である地域住民が制度を理解し、今後、安心して容易に申請手続きができるよう意思疎通を行うことができた。</p> <p>また、本説明会での申請手続きに関する簡素化に関する課題やご意見を国に伝えるとともに、当機構における今後の手続きに反映させることで、各種申請手続きを効率的に進める一助となり業務量増への備えにつながった。</p> <p>今後も関係地元団体からの要望に応じて開催し、事業制度の理解を深めていただくとともに、説明会でいただいた手続きの簡素化等のご意見を今後の手続き見直しに反映していく。</p>

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項



独立行政法人  
空港周辺整備機構

[参考：広報誌、チラシ、横断幕、ポスティングによる問合せ等]

	令和5年度	令和6年度
問合せ等	44件	41件

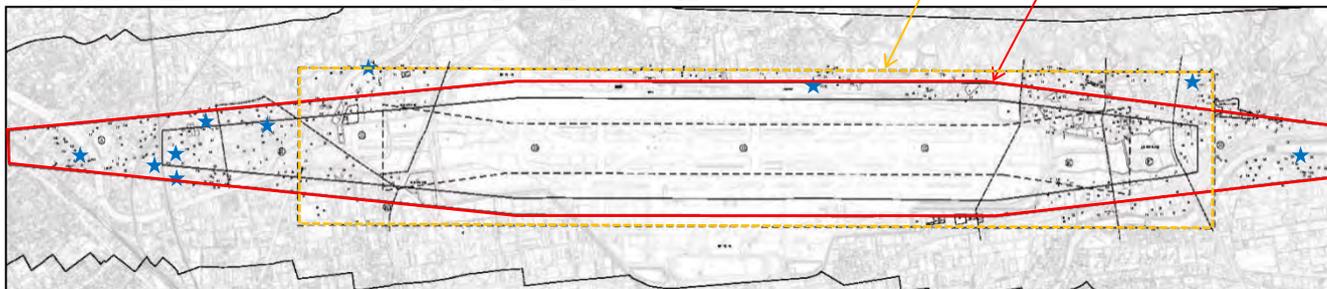
みなし第二種区域

(破線・橙ライン)

第二種区域

(実線・赤ライン)

[横断幕設置状況<★>移転補償跡地10箇所へ設置]



[参考：令和6年度設置4箇所の状況]





中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

<各種相談への対応及び申請者の利便性の向上>

取組内容	成果、効果
<p>【中期目標期間における取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請者の利便性や理解に資するよう、移転補償手続きを解説した資料（移転補償の「しおり」）の見直しを行うとともに、ホームページ閲覧者（申請者）に対して、より分かり易くホームページの見直しを行い、正確な情報発信に努めた。</li> <li>○ 移転補償事業にかかる各種相談（申請、境界確定、建物撤去など）について、引き続き迅速かつ適切に対応した。特に移転補償希望者には、移転補償手続き（制度説明、書類の作成含む）などの説明を、より丁寧に対応した。</li> <li>○ 令和5・6年度で実施した土地家屋実態調査において取得した登記簿データの情報（約6,000件）のデータベース化（システム化）を行い、移転補償の問合せや相談に対してデータ上での相談地の特定や確認に取り組んだ。なお、今後のさらなる相談受付業務の効率化に向けて引き続き検討・検証を行っていくこととしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ホームページへ掲載中の「移転補償の手続き」について、閲覧者（申請者）に対してより分かり易い内容にすることを目的として、補足追記等を施した。また、移転補償に関わる税制の一部改正に伴い、ホームページ及び移転補償のしおりの見直しを迅速に行った結果、申請者の誤認識や、ミスリード等の未然防止に資することができた。</li> <li>○ 移転補償手続きの制度説明や、申請手順について、懇切丁寧に対応し、毎年説明の見直しを行った。その結果、令和4年度の3件のみだった申請件数が、令和5年度には照会44件のうち17件が事業対象であり、そのうち5件の申請、また、前年度から相談のあった2件も申請を受け付けて合計7件であった。 令和6年度は照会41件のうち15件が事業対象であり、そのうち8件の申請を受け付けた（申請件数：令和4年度3件、令和5年度7件、令和6年度8件と増加傾向）。今後も懇切丁寧な対応を行っていくこととする。</li> <li>○ 令和5・6年度で実施した土地家屋実態調査において取得した登記簿情報をデータベース化（システム化）したことにより、これまで登記事項証明書を持参してもらう等、紙ベースでのやり取りからデータ上での確認を可能にし、相談受付業務における大幅な効率化を図ることができた。</li> </ul>



中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

<国との連携・地域住民の生活環境改善へ資する取組>

取組内容	成果、効果
<p><b>【各年度の主な取組】</b></p> <p>■令和6年度</p> <p>○ 移転補償事業におけるフェンス工事において、国への引き渡し後の跡地管理（除草）上の効率化や、地域の環境改善に資する取組（雑草予防）について国からの依頼に応じ、買い入れた土地の公道沿い部分約2m範囲へアスファルト舗装を実施することを国へ提案し、令和6年度フェンス工事箇所4箇所のうち2箇所への防草用アスファルト舗装を施行した。</p> <p>■令和7年度（見込み）</p> <p>○ 令和6年度に実施した防草用アスファルト舗装について、国（福岡空港事務所）で検証を実施し、その結果を情報提供してもらう予定。その上で令和7年度フェンス工事においても予算の範囲内においてアスファルト舗装の実施を検討する。</p>	<p>○ 国からの了承を得た上で、令和6年度現年予算内において追加の設計を行い、令和6年度フェンス工事箇所4箇所のうち2箇所への防草用アスファルト舗装を施行完了したことで、翌年度において国が行う防草効果等の検証を可能とし、国への引き渡し後の跡地管理（除草）上の効率化や、地域の環境改善に資する対策（雑草予防）の検討に貢献できた。</p>

【防草用アスファルト舗装・施工状況（社領二丁目）】



【防草用アスファルト舗装・施工状況（立花寺二丁目）】





## (4) 緑地造成事業

### 中期目標・中期計画

#### 【中期目標】

##### (4) 緑地造成事業

緑地造成事業は、騒音区域（第三種区域）において、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的とし、移転補償事業により国が取得した土地について、国からの委託契約に基づき緩衝緑地帯の整備を行う事業である。

今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。

#### 【中期計画】

##### (4) 緑地造成事業

騒防法に基づく国からの受託事業として、地域と空港の共生に貢献するため、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していく。

### 中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

#### <事業の実施状況>

取組内容	成果、効果
<b>【中期目標期間における取組】</b> ○ 国が移転補償跡地として買収した土地について、国からの委託を受け、地元及び関係機関との調整を行いつつ、各年度計画どおり造成・植栽を100%着実に実施した。	○ 緩衝緑地帯を整備することで、緑地がもつ、騒音及び排気ガスの低減・緩和機能や修景機能により、周辺住民の生活環境の改善に寄与することができた。

(注) 福岡空港周辺における緑地等において、開放型の公園等については自治体が整備している。機構が整備する緑地は周辺住民から治安・管理に対する要望も踏まえ、国との委託契約に基づき閉鎖型として整備を進めている。



中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

<事業実施／予算執行状況>

区 分	予 算			実 績			予算残額 (千円)	執行率	備 考
	件数	面積	金額 (千円)	件数	面積	金額 (千円)			
令和5年度	1	776 m <sup>2</sup>	23,281	1	776 m <sup>2</sup>	11,527	11,754	49.5%	整備面積の執行率 100%
令和6年度	1	666 m <sup>2</sup>	30,178	1	666 m <sup>2</sup>	17,661	12,517	58.5%	整備面積の執行率 100%
令和7年度 (見込み)	2	677 m <sup>2</sup>	18,535						

<事務処理の効率化及び確実なスケジュール管理>

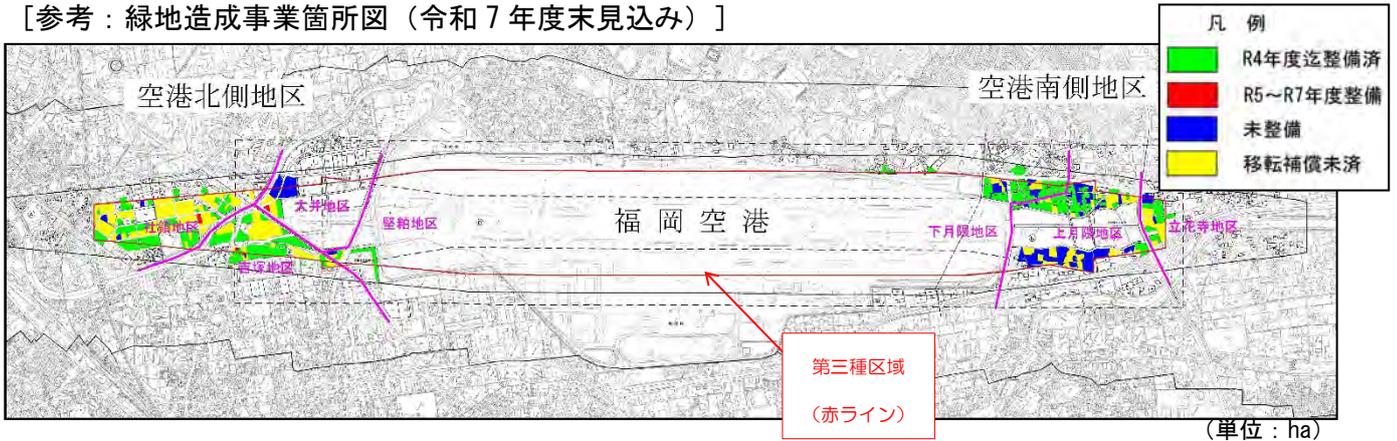
取組内容	成果、効果
<p>【中期目標期間における取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地元自治会及び、造成した緑地の管理者となる空港事務所との調整を綿密に行い、意見や要望の把握に努めながら、測量設計業務及び緑地造成工事を実施している。</li> <li>○ 測量設計業務及び緑地造成工事のチェックリストを作成し、検討項目の漏れ防止及び作業工程の進捗状況の把握を行い、適切な管理に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施工方法や作業工程等について地域住民や関係機関との調整を綿密に行い、地元自治会及び管理者の意見等に配慮することで、円滑かつ着実に事業を実施することができた。</li> <li>○ 緩衝緑地帯に植栽する樹木など、設計上の品質・状態を如何に確保するかを受注者側と共有するとともに進捗管理を徹底したことで、事業を確実に実施することができた。</li> </ul>

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項



独立行政法人  
空港周辺整備機構

[参考：緑地造成事業箇所図（令和7年度末見込み）]



(単位: ha)

移転補償跡地 面積(Q)※	緑地整備面積		合計 (A+B)	進捗率 (令和7年度迄) (A+B)/(Q)	緑地未整備面積 (C) = (Q) - (A+B)
	令和4年度迄(A)	令和5年度~令和7 年度見込み(B)			
27.74	19.57	0.22	19.79	71.3	7.97

※ 移転補償跡地面積(Q)は、令和7年度末時点の移転補償跡地全体面積から、公園や再開発整備等に利用されている面積を除いた値。

【緑地整備状況】



整備箇所：福岡市東区 (R7.3)



### (1) 業務改善の取組 ①業務運営の効率化

#### 中期目標・中期計画

##### 【中期目標】

##### (1) 業務改善の取組

##### ① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図ること。

##### 【中期計画】

##### (1) 業務改善の取組

##### ① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図る。

イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。

ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。

ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員への機構の事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程についても組織内のイントラネットで閲覧できる状態にし、効率的に知識、情報及び技術を承継していく。

#### 中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

##### <国（航空局）、福岡県及び福岡市との人事調整>

##### 【中期目標期間における取組】

- 事業運営に必要な専門的能力及び知識を有する人材を確保するため、出向元である国（航空局）及び地方自治体（福岡県・福岡市）と、適時人事調整を行った。
- 今後の再開発整備事業の体制強化及び緑地造成事業の見込みも見据えた効率的な組織体制を構築するため、令和7年度以降の地域振興課及び補償課の所掌を見直すとともに、見直し後の事業運営に必要な専門的能力及び知識を有する専門職（土木職、建築職）の配置に向けて出向元である国及び地方自治体と人事調整を行った。
- 業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るため、専門職種の職員が組織内の連携の一環として他課の工事における積算業務にアドバイスを行う等、各事業に専門職種の技術力や知見を有効に活用した。



### 中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

<外部講師等による研修の実施や外部研修への参加（オンライン研修・eラーニングを含む。）>  
【中期目標期間における取組】

- 職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図るため、オンライン・eラーニング・講義形式による研修を実施した（後述の内部研修、内部統制研修、情報セキュリティ研修のとおりに）。また、職員のスキルアップと意識改革を図るため、オンライン・eラーニングを含む各種外部研修への積極的な参加を促し、職員を派遣している。

〔外部研修〕

- ・令和5年度：36研修
- ・令和6年度：26研修

【各年度の主な取組】

■令和5年度及び6年度

- 新型コロナウイルス感染拡大により普及したオンライン研修への積極的な参加等を促した結果、第4期中期目標期間を上回る研修に参加した。また、DX研修など新たな研修にも積極的に参加した。

<効率的な知識、情報及び技術の承継>

【中期目標期間における取組】

- 各年度、新たに配属された職員を対象に、新規採用職員研修を実施している。
- 機構内イントラネット掲示板を活用し、全職員共通の情報として研修・委員会資料、規程類など、利用価値の高い情報の共有を行い、全職員が閲覧可能とすることで職員のスキルアップへつなげるなど、業務の質の向上を図っている。  
また、業務資料として、最新版の業務フロー・リスク管理表等を共有し、トップページからワンクリックで常時アクセスできるよう構築しており、業務の利便性を向上させている。なお、この掲示板については逐次内容の更新や改善を行っている。

【各年度の主な取組】

■令和7年度（見込み）

- 職員に勤務制度の浸透を図るため、新たに勤務制度に関する手引きを作成し、機構内イントラネット掲示板を活用して職員に周知することとしている。

独立行政法人空港周辺整備機構 イントラ掲示板 最終更新 2025.3.21

**【重要】情報セキュリティの概要版**

**お知らせ**

- 【重要】 官民連携を促進しよう！
- 【重要】 コンプライアンス特集
- 06.6.5 オンラインバーカードの積極的な利用と対応型の対応について
- 06.6.3 公文書管理eラーニング受講のお知らせ
- 06.5.16 全庁安全週間の実施について
- 06.4.8 相談員（セカハラ係）の紹介について

**リンク**

- 総務課 2画（令和6年度）
- 採用課 更新06.10.1
- 労務課のスケジュール 更新07.3.19
- データ活用フェスタ ご自由にお使いください

**資料等**

- 業務フロー・リスク管理表 常に最新（07.3.11版）
- 規程類目次 更新06.3.29
- 各種業務目録資料 更新06.4.25
- 内部統制委員会および監査資料 更新06.11.11
- 情報セキュリティ委員会および監査資料 更新06.11.6
- リモートデスクトップ監査資料 06.11.7
- 議事録公開資料（対面ほか）取組の経過情報（09/01/11）
- 財務課表紙（09/01/11）
- 省費及び経費の削減に関するまでの作業工程表 追加06.5.23
- 法人文書のデジタル化推進計画 追加06.5.23
- 法人文書の保存（資産総・フォルダのルール）追加06.7.1
- 作業工程表、デジタル化推進計画、文書管理機材投資計画表 追加06.7.13



(1) 業務改善の取組 ②事業費の効率化

中期目標・中期計画

【中期目標】

② 事業費の効率化

事業費（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業に係る所要額計上を必要とする経費を除く。）については、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で3%程度に相当する額を削減すること。

【中期計画】

② 事業費の効率化

事業費（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業に係る所要額計上を必要とする経費を除く。）については、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（令和4年度）比で3%以上に相当する額を削減する。

中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

＜事業費の削減状況＞

- 令和5年度及び令和6年度においては、旅費予算や消耗品購入の見直しを実施した。
- 令和7年度においても令和5年度及び令和6年度と同様に見直しを図ることで、事業費（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業に係る所要経費を除く。）の予算額見込は第4期中期目標期間最終年度（令和4年度）比で3.0%減となる見込みであり、中期計画の「前中期目標期間の最終年度（令和4年度）比で3%以上に相当する額を削減する。」の目標を達成する見込みである。

第5期中期目標期間における事業費の推移

(単位：千円)

業名／年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度		
	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	
事業費	1,014,734	821,698	821,698	1,438,858	1,640,080	1,462,073	2,072,921	
効率化対象	13,974	13,055	13,055	13,011	13,011	13,544	13,544	
内訳	再開発整備	491,307	445,885	445,885	454,140	495,706	505,922	509,296
	効率化対象	1,071	1,071	1,071	1,071	1,071	1,089	1,089
	住宅騒音	43,131	52,762	52,762	99,339	80,052	55,463	57,782
	効率化対象	7,670	7,411	7,411	7,411	7,411	7,926	7,926
	移転補償	455,450	296,304	296,304	856,972	1,030,678	856,972	1,487,308
	効率化対象	4,670	4,010	4,010	3,966	3,966	3,966	3,966
	緑地造成	21,380	23,281	23,281	24,941	30,178	40,250	18,535
	効率化対象	563	563	563	563	563	563	563
	業務外支出	3,466	3,466	3,466	3,466	3,466	3,466	3,466
	効率化対象	0	0	0	0	0	0	0

対4年度比（増減割合）	▲6.5%	▲6.5%	▲6.8%	▲6.8%	▲3.0%	▲3.0%
-------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

- (注1) 管理勘定への繰入は含まない。
- (注2) 端数処理の関係で合計が合致しない場合がある。
- (注3) 効率化対象が増減割合の比較対象である。



### (1) 業務改善の取組 ③一般管理費の効率化

#### 中期目標・中期計画

##### 【中期目標】

##### ③ 一般管理費の効率化

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で9%程度に相当する額を削減すること。

##### 【中期計画】

##### ③ 一般管理費の効率化

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（令和4年度）比で9%以上に相当する額を削減する。

#### 中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

##### <一般管理費の削減状況>

- 令和5年度及び令和6年度においては、借上宿舎数の予算上限額、書籍購読数、旅費予算の見直しを実施した。
- 令和7年度においても令和5年度及び令和6年度と同様に見直しを図ることで、一般管理費（人件費及び特殊要因による経費を除く。）の予算額見込は第4期中期目標期間最終年度令和4年度比で9.0%減となる見込であり、中期計画の「前中期目標期間の最終年度（平成29年度）比で9%以上に相当する額を削減する。」の目標を達成する見込みである。

##### 第5期中期目標期間における一般管理費の推移

（単位：千円）

事業名／年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額
一般管理費	69,349	68,687	68,687	78,472	78,472	68,847	71,836
効率化対象	68,150	67,488	67,488	71,861	71,861	62,016	62,016
対4年度比（増減割合）		▲0.9%	▲0.9%	5.5%	5.4%	▲9.0%	▲9.0%

（注1）管理勘定への繰入は含まない。（注2）端数処理の関係で合計が合致しない場合がある。



### (1) 業務改善の取組 ④契約の適正化・調達合理化

#### 中期目標・中期計画

##### 【中期目標】

##### ④ 契約の適正化・調達の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行うこと。また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。

##### 【中期計画】

##### ④ 契約の適正化・調達の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を明確化した会計規程等を遵守し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。なお、新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、機構内に設置する入札及び契約事項審査会による事前点検を行う。



### 中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

○ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（総務大臣決定、平成 27 年 5 月 25 日）に基づき、調達等合理化計画を策定し、同計画に沿った取組を実施している。

#### 1. 「調達等合理化計画」に基づき、第 5 期中期目標期間中（令和 7 年度を除く）に締結した契約の状況

契約区分	令和 5 年度		令和 6 年度	
	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(64.3%) 9 件	(55.4%) 82,113	(85.7%) 12 件	(93.0%) 103,042
企画競争・公募	(14.3%) 2 件	(36.7%) 54,351	(0%) 0 件	(0%) 0
競争性のある契約 (小計)	(78.6%) 11 件	(92.1%) 136,464	(85.7%) 12 件	(93.0%) 103,042
競争性のない随意契約	(21.4%) 3 件	(7.9%) 11,740	(14.3%) 2 件	(7.0%) 7,784
合計	(100.0%) 14 件	(100.0%) 148,204	(100.0%) 14 件	(100.0%) 110,826

#### 2. 競争性のない随意契約の状況

令和 5 年度から令和 6 年度までの競争性のない随意契約は、次のとおり。

- ① 事務所共益費（水道・ガス料金）
- ② 事務所電気代
- ③ 令和 5 年度 住宅騒音防止工事事務処理システム改修作業  
※ ③は契約の性質が競争を許さないものとして随意契約を行った。

#### 3. 一者応札・一者応募に係る状況

(1) 「調達等合理化計画」に基づく見直し内容

- ① 施工箇所等の取りまとめ
- ② 仕様書、入札説明書、入札参加資格要件及び公告期間の継続的見直し
- ③ 建設工事の発注における余裕期間制度の活用
- ④ 建設工事における技術者配置要件の緩和
- ⑤ 測量及び設計業務における技術者要件の緩和
- ⑥ 建設業界紙への入札公告情報掲載依頼の改善
- ⑦ 「調達等合理化計画」にない新たな取組
  - ・ 低入札価格調査を行った場合における前払金の支給割合引き下げ措置の見直し
  - ・ 建築及び工作物の工事、設計、調査等に関する契約における契約期間の緩和



### 中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

#### (2) 競争性のある契約に占める一者応札・一者応募の割合

年度	一者応札・応募／競争性のある契約	割合
令和5年度	1件 / 11件	9.1%
令和6年度	2件 / 12件	16.7%

(注1) 令和5年度の一者応札・応募の1件は、公募随意契約による役務契約

(注2) 令和6年度の一者応札・応募の2件は、一般競争契約による役務契約

## 4. 取組内容及びその効果

令和5年度から令和6年度においては、各年度において策定した「調達等合理化計画」に係る取組を着実に実施した。

### ■ 重点的に取り組む分野

#### (1) 施工箇所等の取りまとめ

同業種の工事や業務委託等については、発注時期を勘案した上で、施工箇所が複数に点在していても関係者に不利益とならない範囲でまとめて発注したことにより合理的な調達実施に取り組んだ。なお、一括発注の判断は、発注課において検討した結果を、入札及び契約事項審査会において確認することにより行った。

実例として、令和5年度に実施した福岡空港周辺における移転補償事業に係る土地履歴調査業務においては、4箇所を取りまとめて入札することで、入札参加者は4者、予定価格2,552千円に対し落札価格2,035千円(落札率79.7%)となった。また、令和6年度に実施した福岡空港周辺における移転補償事業に係る建物調査業務においては、2箇所の施設を取りまとめて入札することで、入札参加者は10者、予定価格4,180千円に対し落札価格2,167千円(落札率51.8%)となった。

このような取組の結果、令和5年度及び令和6年度全体の取りまとめ件数は、11件となった。

#### (2) 仕様書、入札説明書、入札参加資格要件及び公告期間の継続的見直し<入札参加資格要件(ランク)の緩和>

一般競争入札については、仕様書に業務内容を可能な限り具体的に記載し、「入札及び契約事項審査会」において事前点検を行うことで、入札案件の競争性、公平性及び透明性を高め、新規事業者の参入促進に取り組んだ。

また、既存のルールを遵守しつつ、同業種区分内で複数の等級を対象とする入札参加資格要件(ランク)の緩和を行うことで、競争性の確保に取り組んだ。

主なものとして、令和5年度に実施した福岡空港周辺における移転補償事業に係る地積測量図作製等業務においては、入札参加資格C等級相当であったが、競争性を高めるため、D等級も加えて入札したところ、入札に参加した3者全てがD等級であった。また、令和6年度に実施した福岡空港周辺における移転補償事業に係る土地履歴調査業務においては、入札参加資格B等級相当であったが、競争性を高めるため、A等級も加えて入札したところ、入札参加8者中5者がA等級であった。



このような結果、令和5年度及び令和6年度入札参加資格要件の緩和効果があった案件は、11件となった。

さらに、従前より全ての入札説明書交付申請者に対しアンケートを依頼し、入札参加を見送った者の回答を中心に、入札参加資格要件や公告期間等の適切性を検証し、必要に応じて次回以降の発注時に反映させることとしている。

### (3) 建設工事の発注における余裕期間制度の活用

建設工事の発注にあたっては、他の受注業務との工期の重複や作業員を確保できないことによる入札参加の見送りを防止するため、余裕期間制度（※）を積極的に活用し、柔軟な工期の設定等を通じて作業員を確保できるようにした。その結果、一般競争入札で余裕期間制度を適用した案件においては、一者応札や入札参加申請者のいない案件はなかった。

（※） 工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設定して発注し、工事の始期（工事開始日）もしくは終期（工事完了期限日）を発注者が指定、または、受注者が選択できる制度。

当機構では「任意着手方式」を採用し、当機構が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方法とした。

### (4) 建設工事における技術者配置要件の緩和

他の受注業務との工期の重複や現場技術者を確保できないことによる入札参加の見送りを防止するため、国土交通省の通達に基づき、特定の要件を満たす場合に限り、営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する営業所専任技術者が現場技術者を兼務できるようにした。

その結果、一般競争入札により発注した建設工事全てにおいて技術者配置要件の緩和を行い、一者応札や入札参加申請者のいない案件はなかった。

### (5) 測量及び設計業務における技術者要件の緩和

緑地造成事業に係る測量及び設計業務において、管理技術者及び照査技術者の要件に適合しないことによる入札参加の見送りを防止するため、国土交通省土木設計共通仕様書に基づき、従来有資格者のみであった技術者要件を緩和し、同等の能力と経験を有する技術者でも担えるようにした。

その結果、一般競争入札により発注した緑地造成事業に係る測量及び設計業務全てにおいて技術者要件の緩和を行い、一者応札や入札参加申請者のいない案件はなかった。

### (6) 建設業界紙への入札公告情報掲載依頼の改善

これまで建設業界紙の九州地方紙1社のみに行っていた入札公告情報の掲載依頼を、令和5年度から建設業界紙の全国紙2社及び九州地方紙1社に行い、入札公告情報のより一層の周知を図り、競争性の向上に努めた。

その結果、一般競争入札により発注した建設工事の案件においては、一者応札や入札参加者のいない案件はなかった。



### 中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

#### (7) 「調達等合理化計画」にない新たな取組

令和 6 年度より、前払金請求を認めるものとして公告した入札において、低入札価格調査を行った者を落札者とした場合、その入札金額を予定価格で除した額が 10 分の 4 未満の場合には、前払金の請求を認めないとする従前の措置を廃止し、10 分の 4 以上の場合の措置と同一とする（※1）ことにより、積極的な価格競争を促すこととした。

（※1）前払金の支出割合を、公告時に示した支給割合に 2 分の 1 を乗じた割合に引き下げる。

また、建築及び構築物の工事、設計、調査等に関する契約について、これまで契約期間は 1 事業年度以内としていたが、令和 11 年 3 月に予定されている機構の廃止に向け、今後騒音斉合施設に係る大規模改修工事が多数実施される予定であるため、当機構の関係規程改正を行い、令和 7 年度契約から複数年契約方式（※2）を導入し、柔軟な工期設定を可能とした。

（※2）契約書において、予め複数年に渡る契約期間の始期と終期を定め、終期をもって契約を終了する旨を約定する方式。

#### ■ 調達に関するガバナンスの徹底

##### (1) 随意契約に関する内部統制の確立＜該当案件 100%点検＞

当機構は、契約に際し「入札及び契約事項審査会」を開催している。審査会においては「調達に関する問題点がないか」、「よりよい入札にするための工夫ができないか」、「随意契約によらざるを得ない案件であるか」などについて、点検、確認を行う体制を構築している。

##### (2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組＜内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会をそれぞれ 3 回以上開催、職員を外部研修へ 1 回以上参加＞

当機構は、理事長を委員長として内部統制を推進する内部統制委員会の下に、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置し、コンプライアンスに係る取組の推進、リスク管理の検討・審議等を行っている。

各委員会は年 3 回開催し、コンプライアンスに関する不祥事の発生を未然に防止する体制、業務毎に内在するリスク因子を事前に把握・検証する体制を構築している。

具体的な対応として、コンプライアンスにおいては、他の行政機関で発生したコンプライアンス違反事例の自由討論、コンプライアンス研修や自己点検を実施することにより不祥事発生の未然防止に取り組んだ。また、リスク管理においては、業務環境の変化に伴いリスク管理表や業務フローチャートを見直し、新たな不祥事発生のリスクが生じていないか検証した。

このような取組の結果、令和 5 年度及び令和 6 年度において、評価指標に掲げる目標は達成した。

## 5. 契約監視委員会等による点検等

### (1) 契約監視委員会による点検

- 「契約監視委員会」を開催し、前年度の契約実績、一般競争入札に付した契約案件、競争性のない随意契約、低入札価格調査、調達等合理化計画の取組内容を含めて報告し点検を受けている。各年度においても、契約監視委員会から特段の意見表示、勧告等はなかった。また、その点検結果については速やかにホームページで公表した。

## 2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人  
空港周辺整備機構

### 中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

#### (2) 監事による監査

- 契約における事務手続については、所定の規程類に基づき契約担当役までの処理を適正に行っており、定期的に監事のチェックを受けている。
- 監事監査については契約事項に関して特段の指摘はなく、その旨、監事から理事長へ報告がされている。

【参考】 機構の入札・契約情報 HP ページ <https://www.oeia.or.jp/nyusatu/one.cgi>

## 2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人  
空港周辺整備機構

### (1) 業務改善の取組 ⑤給与水準の適正化

#### 中期目標・中期計画

##### 【中期目標】

##### ⑤ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を毎年度公表すること。

##### 【中期計画】

##### ⑤ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を毎年度公表する。

#### 中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

##### <対国家公務員指数（ラスパイレス指数）の状況、役職員給与の適正化の取組>

##### 【中期目標期間における取組】

- 従前より、機構俸給表を国家公務員行政職俸給表（一）と同一としている。  
また、各年度「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」を踏まえ、国の制度にあわせた見直しを行っており、取組状況をホームページ に公表している。  
なお、当機構の対国家公務員指数は以下のとおりであり、国家公務員とほぼ同水準になっている。

##### [参考：対国家公務員指数（ラスパイレス指数）推移]

年度	令和5年度	令和6年度
対国家公務員指数	97.4	99.1

##### 【各年度の主な取組】

##### ■令和5年度

- ①若年層に重点を置いた俸給月額引き上げ
- ②期末手当及び勤勉手当支給率の引き上げ（4.40月分→4.50月分）
- ③60歳に達した職員の俸給月額の見直し（7割）
- ④在宅勤務等手当の新設

##### ■令和6年度

- ①30歳台後半までの職員に重点を置いた俸給月額引き上げ
- ②地域手当ほか諸手当の改正
- ③期末手当及び勤勉手当支給率の引き上げ（4.50月分→4.60月分）



### (2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化

#### 中期目標・中期計画

##### 【中期目標】

##### (2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化

機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など、ICTの活用等により、業務のデジタル化及びシステムの最適化を推進すること。

##### 【中期計画】

##### (2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化

機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など事業に係るシステムを強化・効率化し、ICTの活用等により、業務のデジタル化及びシステムの最適化を推進する。

※ ICT：アイ - シー - ティー [information and communication technology]

情報通信技術。IT とほぼ同義。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語として IT が普及したが、国際的には ICT が広く使われている。

#### 中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

##### <業務のデジタル化及びシステムの最適化>

##### 【中期目標期間における取組】

- 第5期中期目標において、「業務上のデータの体系化を進めるとともに、デジタル化して引き継ぎが行えるよう、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこと。」を踏まえ、工程・進捗管理を含む法人文書デジタル化推進計画を策定し、機構の廃止までに法人文書をデジタル化できるように取り組んでいる。

また、これまでの紙媒体の文書を含め、電子媒体を正本・原本として体系的に管理するため、共有フォルダ階層やファイル名（保存期間の明記）など電子媒体の文書保存の方法を定め運用している。さらに、電子媒体の保存を推進するため、グループウェアのワークフロー機能を用いた電子決裁を行うことができるように規定を定め、システム構築を行い、電子決裁の運用を始めた。このことにより、テレワーク環境での業務の幅が広がるとともに、決裁行為にかかる時間の短縮や紙の削減など業務の効率化に繋げることができた。

- グループウェア（サイボウズ）、無線 LAN（Wifi）、テレワーク環境（リモートデスクトップ）等の各種 ICT 環境を導入して、業務のデジタル化を図ってきた。



また、資産管理システムのソフトウェア（SKYSEA）等のバージョンアップや各種ソフトウェアのアップデートにより情報システムの最適化を行った。

- WEB 会議システムを活用した打合せ・会議・研修や、組織内でのペーパーレス会議の開催などデジタル化を進め、業務の簡素化・効率化を図ることができた。また、これまで整備してきたテレワーク環境による在宅勤務においては令和 6 年度に貸与端末を増台し、より多くの職員がテレワークを行うことが可能となった。
- 再開発整備事業について、物件データベースを適宜更新するとともに、各職種間（事務職、土木職、建築職等）において当該情報の共有化を図ることで、業務を円滑かつ効率的に処理することができた。
- 住宅騒音防止対策事業について、住宅騒音防止工事事務処理システムの活用、住民からの問合せや相談に対する迅速な対応により、事務処理時間の短縮及びサービスレベルの向上を図ることができた。  
また、機構ホームページ上から電子版の申請書をダウンロード可能にしており、紙媒体での配布を必要最低限としている。

### 【各年度の主な取組】

- 令和 5 年度
  - 経年に伴いシステムの最適化が必要であった機構で使用する基幹システム（機構ネットワークシステム）用サーバ機器等及び経理システムのシンクライアント PC の更新を行い、OS（オペレーションシステム）や各種ソフトウェアを最新のバージョンに切り替え、情報システムの適切な整備及び管理を行うことができた。
- 令和 6 年度
  - 令和 5・6 年度で実施した土地家屋実態調査において取得した登記簿データの情報（約 6,000 件）のデータベース化（システム化）を行い、移転補償の問合せや相談に対してデータ上での相談地の特定や確認に取り組んだ。なお、今後のさらなる相談受付業務の効率化に向けて引き続き検討・検証を行っていくこととしている。
  - 在宅勤務を原則機構の貸与端末に限定することに合わせて、在宅勤務環境の充実を図るため、貸与端末を 3 台から 10 台に増台しより多くの職員がテレワークを行うことが可能となった。
  - 資産管理システムや給与システムのソフトウェアのバージョンアップを行うとともに、各種ソフトウェアをアップデートし、情報システムの最適化を行った。
  - 令和 5 年度に策定した工程・進捗管理を含む法人文書デジタル化推進計画に基づき、職員ごとに電子化作業に専念する「電子化の日」を設けるとともに、10 月からは電子化作業に専従する派遣職員による法人文書の電子化にも取り組んだ。
- 令和 7 年度（見込み）
  - リース期間満了を迎える資産管理システム用機器や端末の更新を行うこととしている。
  - 法人文書デジタル化推進計画に基づき電子化業務委託契約を発注し、さらなる法人文書の電子化に取り組むこととしている。

### 3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人  
空港周辺整備機構

#### (1) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

##### 中期目標・中期計画

###### 【中期目標】

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業において適切に計画するとともに予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図ること。

###### 【中期計画】

本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定のうえ、予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図る。

###### 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	4,859
業務収入	1,864
補助金収入	407
受託金収入	2,570
負担金収入	10
長期借入金等収入	—
雑収入	8
繰越金受入	—
支出	4,769
固有事業	1,416
受託事業	2,099
その他事業	208
人件費	830
一般管理費	216

###### 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	4,853
経常費用	4,853
業務費用	3,804
固有事業	1,496
受託事業	2,100
その他事業	208
一般管理費	1,041
人件費	830
物件費	211
財務費用	8
雑損	—
臨時損失	0
収益の部	4,872
経常収益	4,872
業務収入	1,864
受託収入	2,570
補助金等収益	438
財務収益	0
雑益	—
臨時利益	—
繰出金・繰入金	—
純利益	19
目的積立金取崩額	—
総利益	19

###### 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	6,183
業務活動による支出	4,772
投資活動による支出	—
財務活動による支出	10
翌年度への繰越金	1,401
資金収入	6,183
業務活動による収入	4,859
業務収入	1,864
受託金収入	2,570
その他の収入	425
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—
前年度からの繰越金	1,324

※計数は、単位未満を端数処理しているため、合計額が一致しないことがある。



#### 中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

##### <予算執行状況、収支計画実施状況、資金計画実施状況>

- 予算については、経費の抑制を図りつつ、効率的に適正な執行を図っている。
- 収支計画については、賃料交渉による収入増、競争参加資格要件の緩和等による契約差金の発生、余裕金の運用収入の増加といった、固有事業の安定的な業務収入の確保及び事業の効率的な執行により、各年度ともに年度計画と比較して純利益が大幅に増加した。
- 資金計画については、余裕金運用検討委員会での議論を踏まえ、適切な管理を行った。  
特に、令和7年度の資産運用においては、近年のマイナス金利政策解除及び政策金利追加引上げに伴う市場金利の上昇局面を捉えるため、最新の金融市場の動向や債券運用に関する情報収集を積極的に行うべく複数の金融機関と継続的に打合せを重ね、かつ余裕金運用検討委員会での議論を踏まえ、安全性の確保を前提に資産運用方針を見直した。その結果、令和6年度の入札参加者については、令和5年度の銀行3者から証券会社5者を含む計8者に増加し競争性を高めることができたため、令和7年度の資産運用においては、市場金利を大きく上回り、かつ前年度比400%となる運用益を得ることができた。その結果、独立行政法人空港周辺整備機構発足以来、過去最高の運用益の達成となった。  
令和8年度以降の資産運用においても、最新の金融市場の動向や債券運用に関する情報収集を行うとともに、余裕金運用検討委員会での議論を踏まえ、安全性の確保を前提に資産運用方針を決定する予定である。
- 資金管理については、毎月の預金残高を突合するとともに、会計監査人及び監事監査の監査を受けており、適切な管理に取り組んでいる。

### 3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人  
空港周辺整備機構

#### 中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

#### 第5期中期計画における予算・収支計画・資金計画の進捗状況

[予算]

[百万円]

区 分	本中期目標 計画額	R5・R6 年度 実績額	R7 年度 計画額	本中期目標 実績累計	進捗状況
収 入	4,859	2,572	2,433	5,005	103%
業務収入(再開発整備)	1,864	1,241	630	1,871	100%
補助金収入等(民家防音)	417	180	129	309	74%
受託金収入(移転補償・緑地)	2,570	1,138	1,668	2,806	109%
長期借入金等収入	—	—	—		
雑収入	8	10	5	15	188%
繰入金受入	—	—	—		
支 出	4,769	2,407	2,433	4,840	101%
固有事業(再開発整備)	1,416	862	509	1,371	97%
受託事業(移転補償・緑地)	2,099	844	1,505	2,349	112%
その他事業(民家防音)	208	52	57	109	52%
人件費	830	523	288	811	98%
一般管理費	216	127	71	198	92%

(注) 計数は単位未満を四捨五入しているため合計が一致しないことがある。

### 3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人  
空港周辺整備機構

#### 中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

#### 第5期中期計画における予算・収支計画・資金計画の進捗状況

##### [収支計画]

[百万円]

区 分	本中期目標 計画額	R5・R6 年度 実績額	R7 年度 計画額	本中期目標 実績累計	進捗状況
(費用の部)					
経常費用	4,853	1,715	1,027	2,742	57%
業務費用	3,804	1,338	1,027	2,365	62%
固有事業(再開発整備)	1,496	1,014	522	1,536	103%
受託事業(移転補償・緑地)	2,100	217	83	300	14%
その他事業(民家防音)	208	107	57	164	79%
一般管理費	1,041	371	360	731	70%
人件費	830	546	288	544	66%
物件費	211	115	71	186	88%
財務費用	8	6	2	8	100%
雑 損	—	—	—	—	—
臨時損失	0	0	0	0	0
(収益の部)					
経常収益	4,872	1,840	1,016	2,856	59%
業務収入(再開発整備)	1,864	1,250	630	1,880	101%
受託収入(移転補償・緑地)	2,570	387	246	633	25%
補助金等収益(民家防音・再開発整備)	438	197	136	333	76%
財務収益	0	5	3	8	—
雑 益	—	3	—	3	—
臨時利益	—	1	—	1	—
純利益	19	126	△11	126	633%
目的積立金取崩額	—	—	11	—	—
総利益	19	126	0	126	663%

(注) 計数は単位未満を四捨五入しているため合計が一致しないことがある。

### 3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人  
空港周辺整備機構

#### 中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

#### 第5期中期計画における予算・収支計画・資金計画の進捗状況

##### [資金計画]

[百万円]

区 分	本中期目標 計画額	R5・R6 年度 実績額	R7 年度 計画額	本中期目標 実績累計	進捗状況
資金支出	6,183	7,492	2,838	10,330	167%
業務活動による支出	4,772	2,474	2,451	4,925	103%
投資活動による支出	—	4,504	—	4,504	—
財務活動による支出	10	12	3	15	150%
次期繰越金	1,401	503	384	887	63%
資金収入	6,183	7,492	2,838	10,330	167%
業務活動による収入	4,859	2,563	2,433	4,996	103%
業務収入(再開発整備)	1,864	1,242	630	1,872	100%
受託金収入(移転補償・緑地)	2,570	1,123	1,668	2,791	109%
その他の収入(民家防音等)	425	198	135	333	78%
投資活動による収入	—	4,500	—	4,500	—
財務活動による収入	—	—	—	—	—
前期よりの繰越金	1,324	429	405	834	63%

(注) 計数は単位未満を四捨五入しているため合計が一致しないことがある。

### 3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人  
空港周辺整備機構

#### (2) 短期借入金の限度額

##### 中期目標・中期計画

###### 【中期計画】

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400 百万円とする。

##### 中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

該当なし。

令和7年度の予定もなし。

### 3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人  
空港周辺整備機構

(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

#### 中期目標・中期計画

【中期計画】  
該当なし。

#### 中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

該当なし。  
令和7年度の予定もなし。

### 3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人  
空港周辺整備機構

(4) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

#### 中期目標・中期計画

【中期計画】  
該当なし。

#### 中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

該当なし。  
令和7年度の予定もなし。

### 3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人  
空港周辺整備機構

#### (5) 剰余金の使途

##### 中期目標・中期計画

###### 【中期計画】

固有事業（再開発整備事業）に充てる。

##### 中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

令和5年度及び令和6年度決算において発生した当期総利益については、独立行政法人通則法第44条第1項に基づく積立金として整理した。

令和7年度においても、同様の整理とする。



### (1) 内部統制の充実・強化

#### 中期目標・中期計画

##### 【中期目標】

##### (1) 内部統制の充実・強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、引き続き規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。

指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図ること。

##### 【中期計画】

##### (1) 内部統制の充実・強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、引き続き規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行う、PDCA サイクルを実行していく。

指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図る。

#### 中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

- 平成 26 年の独立行政法人通則法の一部改正等を踏まえ、平成 27 年に内部統制基本方針を改正し、内部統制においては、当機構の役員の職務の執行が独立行政法人通則法などの関係法令に適合するための体制その他機構の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を整備し、機構のミッションを効率的かつ効果的に達成していく旨、目的の明確化を図っている。第 5 期中期目標期間においても、理事長によるリーダーシップの下、引き続き内部統制システムに基づいた取組や研修等を実施し、内部統制委員会による取組状況の総括など PDCA サイクルを適切に実行した。

#### <内部統制委員会の開催>

##### 【中期目標期間における取組】

- 理事長を委員長とする内部統制委員会を開催し、内部統制の推進に関する取組について審議、決定している。

##### 〔審議、報告事項等〕

- 4 月に当該年度の取組方針（1. 内部統制に関する研修会の開催、2. コンプライアンスについて、3. リスク管理について、4. 内部監査の実施、5. 情報セキュリティ対策、6. 職員研修の開催、7. その他（年度計画の取組））について審議決定。
- 10 月に当該年度の取組状況について中間報告。
- 3 月に当該年度の取組結果についての報告。



### 中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

#### <コンプライアンス委員会の開催>

##### 【中期目標期間における取組】

- 審議役を委員長とするコンプライアンス委員会を開催し、機構のコンプライアンス推進のための取組について審議、決定している。

##### 〔審議、報告事項等〕

- 5月に内部統制委員会の方針を踏まえ、当該年度の取組方針を決定。
- 10月に上半期の取組状況についての報告、コンプライアンス理解度チェックの集計結果報告及びコンプライアンス違反事例の職員間自由討論の結果等を報告。
- 3月に当該年度の取組結果についての報告。

##### 〔主な活動〕

- 全職員を対象にチェックシートによるコンプライアンス理解度チェックを実施し、認識強化を図った。
- コンプライアンス違反事例を議題とした職員間での自由討論を実施した。討論の場では活発な意見交換が行われ、意識啓発の機会とすることができた。
- コンプライアンス研修を全役職員に実施し、基本理念及び運営方針、公務員倫理や発注事務の綱紀保持の説明を改めて行い、研修終了後に公務員倫理の動画を視聴し、セルフチェックシートにより自己学習をさせ、意識啓発を図った。
- 2箇月ごとに公務員等のコンプライアンス違反事例を全役職員（非常勤職員を含む。）に周知することで、意識の向上および注意喚起を図った。
- 全職員（非常勤職員を含む。）を対象に外部の専門業者によるストレスチェックを実施した。機構では、労働安全衛生法上の実施を義務づけられた職場ではないが、職員の心理的な負担の程度を把握することで、職員自身のストレスへの気づきを促し、機構として相談窓口を紹介するとともに、ストレスの原因となる職場環境の改善につながるよう努めた。
- 職員の士気を高め、風通しのよい職場環境づくりのため、理事長が若年層職員とのダイレクトコミュニケーションを主催し、役員の実験談や忌憚のない意見交換を行った。

##### 【各年度の主な取組】

###### ■令和6年度

- 全職員（非常勤職員を含む。）を対象にメッセージでハラスメント相談窓口（内部及び外部）を紹介するとともにポスターを作成し啓発を行った。
- コンプライアンス研修において、理事長から全役職員に向けて機構の基本理念及び運営方針について説明を行うことで機構職員としての責務の浸透を図った。また、発注事務の綱紀保持については公正取引委員会九州事務所により「独占禁止法と入札談合等関与行為防止法」の講義を行っていただくなどコンプライアンス研修のさらなる充実を図った。
- 職員による不祥事が発生した際に誤解や不信を招かないよう、迅速かつ適切に対応するため、「不祥事発生対応マニュアル」を策定し、全職員（非常勤職員を含む。）に周知した。
- 役職員の法令遵守を一層推進するため、通報対応体制の整備及び通報者等の保護の観点から、内部通報制度の見直しを行った。



### 中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

#### <リスク管理委員会の開催>

##### 【中期目標期間における取組】

- 審議役を委員長とするリスク管理委員会を開催し、機構のリスク管理のための取組について審議、決定した。

##### 〔審議、報告事項等〕

- 5月に内部統制委員会の方針を踏まえ、当該年度の取組方針を決定。
- 10月に、上半期の取組状況について中間報告、リスク管理表の見直し等について審議。
- 3月に当該年度の取組結果についての報告。

##### 〔主な活動〕

- 安全運転研修を実施し、業務上及びプライベートでの自動車や自転車の運転について安全意識の向上を図った。
- クレーム対応研修（動画の視聴及びアンケート）を実施し、職員（非常勤職員を含む。）の苦情対応能力の向上を図った。
- 随時及び定期的にリスク管理表及び業務フローチャートの見直しを行うとともに、新たに顕在化したリスク等に対しても評価を行い、リスク管理表及び業務フローチャートの新規追加を行った。

##### 【各年度の主な取組】

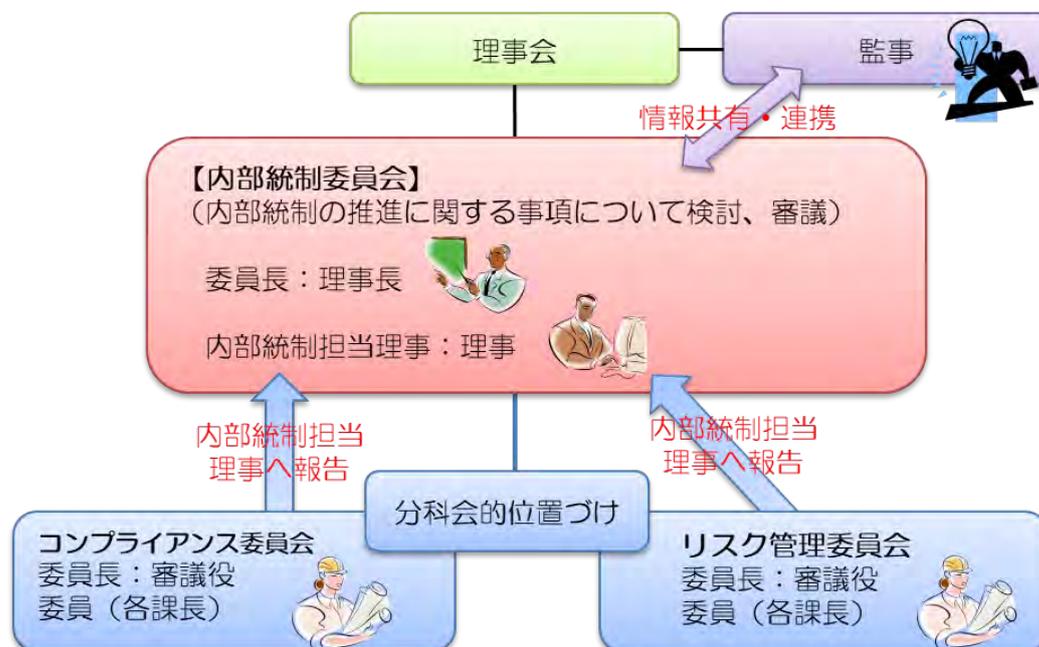
###### ■令和5年度

- 審議役による職員（非常勤職員を含む。）に対するダイレクトトークを実施した。職員と率直な意見交換の場を設けることで、風通しのいい職場環境づくり、組織の抱える潜在的なリスクの把握に努めた。
- 内部監査や独法セキュリティ監査の指摘により顕在化したリスクに対して評価を行い、リスク管理表及び業務フローチャートの見直しを行った。

###### ■令和6年度

- 審議役による職員（非常勤職員を含む。）に対するオフィス改革フリートーキングを実施した。係長以下の職員と率直な意見交換の場を設けることで、風通しのいい職場環境づくり、組織の抱える潜在的なリスクの把握に努めた。
- 新たに顕在化したリスクや監事監査及び内部監査での提言等を踏まえ、リスク管理表及び業務フローチャートの追加や見直しを行った。

[参考：内部統制推進の組織体制図]



### <業務実績や課題の整理、業務改善（内部評価委員会の開催状況）>

【中期目標期間における取組】

- 6月に内部評価委員会を開催し、前年度の事業実績に対する内部評価を行った。
- 11月に第2回内部評価委員会を開催し、当該年度上半期の進捗状況の確認を行い、当該結果を下半期以降の業務運営に活用した。

### <職員研修の実施>

【中期目標期間における取組】

- 各種内部統制に係る研修を実施し、職員（非常勤職員を含む。）のスキルアップと意識改革を図った。  
研修の実施に当たっては、講義形式による研修のほか、オンライン研修やeラーニング研修も実施した。

〔研修実績〕

- ・ 令和5年度：9研修
- ・ 令和6年度：10研修

【各年度の主な取組】

■ 令和6年度

- 職員から開催希望が多かったメンタルヘルス研修を初めて開催した。ストレスをためずうまく発散する具体的な方法などを講義・グループワーク形式で実施した。



### 中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

#### <機構内コミュニケーションの活性化、業務運営方針の明確化、役職員による共有>

##### 【中期目標期間における取組】

- 業務運営の方針等、重要事項について審議・決定する理事会に職員もオブザーバーとして参加している。

また、毎月開催する役員懇談会（役員、審議役、各課長で構成）では、事業の進捗状況や懸案事項について役員との意見交換等を行い、役員と職員との間で情報共有及び意思疎通を図っている。

理事会や役員懇談会で示された方針は、各課長が課内ミーティング等により全職員に周知している。

このように、理事長のリーダーシップのもと、機構の方針が確実に全職員に伝達され、また、職員から役員へ必要な情報が伝達される仕組みを着実に運用している。

#### <内部監査の実施>

##### 【中期目標期間における取組】

- 内部監査（業務監査・会計監査）の実施に際しては、監査計画の策定から内部監査における指摘事項等のフォローアップまでを年度内に完結させるため、具体的な監査スケジュール計画を作成した。また、事前に監事監査との連携について確認するとともに、関連書籍・資料の活用などにより、監査スキル向上に努めた。

- 点検事項等については、数回にわたり協議を重ねて重点項目を決定して監査を実施した。監査において提案があった事項については、改善に向けた具体的な対応を検討の上、規程類の改正などを実施した。

##### 【各年度の主な取組】

- ・ 令和5年度：監査実施日 R5.11.7  
重点項目 文書管理
- ・ 令和6年度：監査実施日 R6.11.7  
重点項目 勤務時間管理

#### <監事監査、会計監査人による監査の実施>

##### 【中期目標期間における取組】

- 監事による決算等監事監査を6月に、期中監査を11月に受けている。監査においては通常の監査項目に加え、内部統制システムの整備・運用の着実な実施、法令・内部規程等の遵守体制、リスク管理等の観点からも監査が行われている。

なお、特段の指摘事項はなかったものの、監査時の指導・助言について、個別事項毎に整理し、改善すべき点について具体的な対応を検討する等、速やかに業務に反映させる取組を実施した。

- 会計監査人による期末監査を5～6月に、期中監査を毎年12月及び2～3月に受けている。



### (2) 情報セキュリティ対策

#### 中期目標・中期計画

##### 【中期目標】

##### (2) 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、引き続き、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準に基づいて定めたポリシーに従って情報セキュリティ対策を講じ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期すとともに、保有する個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策を推進すること。

##### 【中期計画】

##### (2) 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行う。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。

#### 中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

##### <機構における情報セキュリティ対策等に関する取組>

##### 【中期目標期間における取組】

- 理事を委員長とする情報セキュリティ委員会を開催し、機構の情報セキュリティ対策にかかわる活動方針の決定や、取組状況等を報告するとともに、情報セキュリティポリシー等の見直しについて審議した。
  - ・令和5年度：3回
  - ・令和6年度：3回
- 情報セキュリティポリシーに基づき、「情報セキュリティに関する自己点検」を実施した。なお、一部理解ができていないと思われる点については、情報セキュリティ責任者から指導を行う等、改めて周知を図り、翌年度の情報セキュリティ研修の内容に盛り込むことで情報セキュリティ対策の向上に努めた。
- 情報セキュリティインシデント対処手順及び特に重要な情報セキュリティ・サイバーセキュリティに関する情報（脆弱性対策等）を新規採用職員研修のほか、長期休暇前などに随時周知することで、職員への普及啓発及び注意喚起を行った。
- 各情報システムにおいて、セキュリティ水準の維持の手順に基づく自己点検を実施し、セキュリティ対策の改善を行った。また、IT資産管理システムのバージョンアップ及びダッシュボード機能のインストール、サーバ機器等及び経理システムのシンクライアントPCの更新、給与システムのソフトウェア及びライセンスの更新等の技術的なセキュリティ対策を講じた。



### 中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

- 全役職員（非常勤職員を含む。）及び業務用アドレスに対し、標的型メール攻撃訓練を実施した。標的型メール攻撃訓練は、職員一人ひとりの“免疫力”をつけるとともに、訓練実施後に「このメールを不審と思う点」及び「不審メール受信時の対応」を教育することにより、より理解を深めてもらうことができた。
- 情報セキュリティインシデントが発生した想定による対処手順の確認訓練に加え、情報システム運用継続計画（ICT-BCP）の運用可能性の確認訓練を実施し、情報システム運用継続計画（ICT-BCP）の行動手順に沿った職員それぞれの役割に応じた所要の対応について実践的な検証を行った。この訓練を実施することにより、危機的事象発生時に情報システムの運用を継続させるために必要な行動手順の確認を行うとともに、訓練を踏まえて計画改定を行うなど見直しを図った。また、インシデント対処時における CSIRT 内での対応手順の確認や各課からのインシデント報告書様式の改定等、事案発生時における適切かつ迅速な対応に向けた改善にも取り組んだ。

#### 【各年度の主な取組】

##### ■令和5年度

- 令和5年7月「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」が改正されたことに加え、パスワードポリシー等 NISC 監査の指摘事項に対応する措置を講じる必要性から、同年10月に独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシー及び関係規程の改訂を行った。なお、改訂後には職員が理解しやすいように概要版も更新し、情報の共有を図った。

##### ■令和6年度

- 令和6年6月実施の監事監査において、「テレワーク実施時の情報セキュリティ強化を検討した方がよい」という提言を踏まえ、在宅勤務は原則、機構の貸与端末に限定し、テレワーク実施時における情報セキュリティを強化した。
- 令和5年度国土交通省情報セキュリティポリシー改正を反映させるとともに、①NISC 監査のフォローアップ調査や②監事監査で提言等のあった、①パスワードポリシー強化や②テレワーク実施時における情報セキュリティ強化について対応するため、令和6年11月に独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシー及び関係規程の改訂を行った。

#### 【研修】

- 新規採用職員研修時、特に職員の認識が薄い「情報の格付及び取扱制限」について、教育を行っている。
- 機構情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策に関する知識の付与及び意識向上を目的として、情報セキュリティアドバイザーによる集合研修を実施するとともに、オンライン研修も併用して、全役職員（非常勤職員を含む。）を対象に実施した。なお、当日受講できなかった役職員は録画した動画を視聴させた。



### 中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

- 情報セキュリティインシデントに対する対応強化を図るため、NISC が開催する CSIRT 研修の他に国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）の開催する実践的サイバー防御演習（CYDER）を受講するなどサイバー攻撃に対する備えを行っている。
- 個人情報保護についても、国等が開催する研修会に積極的に参加し、情報収集を行い適正かつ円滑な運用を行っている。

#### 【監査】

- 各年度、情報セキュリティ監査実施計画に基づく内部監査（監査項目点検表に基づく自己点検、担当者へのヒアリング）を実施し、PDCA サイクルの運用向上を図った。
- NISC が主催する情報セキュリティ監査を対象としたオンライン研修へ参加した。また、機構が契約している情報セキュリティアドバイザーを講師とする内部監査員研修を実施し、監査員の知識向上に努めた。
- 令和 4 年 10 月に NISC から委託を受けた独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が行っている独法セキュリティ監査（マネジメント監査・ペネトレーションテスト）を受け、監査結果の指摘事項 22 件については、改善計画を立ててフォローアップに取り組んだ結果、21 件に対して改善の対応を行い、情報セキュリティインシデント発生リスク低減を図ることができた。
- 個人情報の保護の適切な管理への取組を図るため、チェックシートを活用した自己点検及び個人情報の管理状況に係る監査を実施した。

## 4. その他業務運営に関する重要事項



独立行政法人  
空港周辺整備機構

### (3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ①国及び関係自治体との連携

#### 中期目標・中期計画

##### 【中期目標】

##### (3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずること。

##### ① 国及び関係自治体との連携

空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう国及び関係自治体との十分な意思疎通を図るための体制の確保を図ること。

##### 【中期計画】

##### (3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずること。

##### ① 国及び関係自治体との連携

機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国及び関係自治体と構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等を通じて、十分な意思疎通を図る。

#### 中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

##### ① 国及び関係自治体との連携

##### <連絡協議会等の開催状況>

- 空港周辺対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう「連絡協議会幹事会」を年2回開催し、意見交換や事業の実績、実施状況等の説明を行うなど、関係機関との意思疎通と連携の強化を図っている。

##### 【参考】連絡協議会幹事会開催状況及び予定

	開催日	主な議題・報告事項
令和5年度	R5.8.31	①令和4事業年度事業実績 ②令和5事業年度事業実施状況 ③令和6事業年度予算概算要求 ④その他(第4期中期目標期間業務実績報告、令和4年度事業実績報告等)
	R6.3.22 (書面開催)	①令和5事業年度事業実施状況 ②令和6年度計画(案) ③令和6事業年度予算実施計画(案)
令和6年度	R6.8.28	①令和5事業年度事業実績 ②令和6事業年度事業実施状況 ③令和7事業年度予算概算要求 ④その他(令和5年度業務実績報告等)
	R7.3.21 (書面開催)	①令和6事業年度事業実施状況 ②令和7年度計画(案) ③令和7事業年度予算実施計画(案)
令和7年度 (見込み)	・1回目(R7.8頃)開催予定	
	・2回目(R8.3頃)開催予定	



### <連絡協議会以外の会議>

- 「連絡協議会」以外にも国や関係自治体等との会議に参加し、機構を取り巻く情勢や今後の福岡空港における周辺環境対策等について、意見交換及び情報の共有を行い、円滑な事業の推進に向けて意思疎通と連携の強化を図っている。

### 【連絡協議会以外の関係自治体等との主な会議と出席団体等】

- 福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議  
(関係自治体：福岡県、福岡市、大野城市、春日市、太宰府市、志免町、粕屋町、機構)  
→ 事業対象地域の関係自治体担当者に対し住宅騒音防止対策事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を行い、制度・手続き方法等について理解を深めていただく。
- 地域対策協議会総代会  
(福岡空港地域対策協議会、国、福岡県、福岡市、福岡国際空港(株)、機構他)  
→ 地域対策協議会の活動報告や質疑応答等を通じ、国や機構等に対する要望の把握に努める。
- 福岡空港公害対策協議会との事務協議  
(福岡空港公害対策協議会、国、福岡県、福岡市、機構)  
→ 公害対策協議会と関係行政機関との協議に出席し、国や機構等に対する要望・要求を把握するとともに、関係行政機関と情報の共有を図る。
- 福岡空港利活用推進協議会  
(福岡県、福岡市、福岡商工会議所、地元経済界、航空会社、機構)  
→ 福岡空港の周辺環境対策事業を含む利活用事業を推進するため、情報共有を図る。
- 上臼井・下臼井特別委員会  
(国、福岡県、福岡市、福岡国際空港(株)、機構他)  
→ 福岡空港整備事業の進捗状況等の情報共有を図る。
- 福岡空港増設滑走路供用開始に向けた連絡会  
(福岡国際空港(株)、福岡県、福岡市、国、機構)  
→ 増設滑走路供用開始に向け、情報の共有を図る。
- 音に関する講演及び航空機騒音補償制度の説明会(音の勉強会)(令和5年度)  
(福岡空港地域対策協議会、滑走路増設対策専門部会、国、福岡県、福岡市、福岡国際空港(株)、機構他)  
→ 福岡空港地域対策協議会主催のもと、航空機騒音と環境基準についての講演及び国から補償制度の説明を行う会議に出席し、航空機騒音に関する知見を深めていただく。
- 空港周辺整備機構の事業制度について(説明会)(令和6年度)  
(福岡空港地域対策協議会、滑走路増設対策専門部会、機構他)  
→ 福岡空港地域対策協議会主催のもと、空港周辺整備機構が行う事業制度(住宅騒音防止対策事業、移転補償事業)の説明を行い、また質疑応答等を通じ国や機構等に対する要望の把握に努めた。



- (3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ②広報活動の充実、  
③地域住民のニーズの把握

### 中期目標・中期計画

#### 【中期目標】

##### ② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努めること。

このため、ホームページを常に最新の情報に更新し、リーフレットやチラシによる広報を積極的に推進すること。

#### 【中期計画】

##### ② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努める。

イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。

ロ ホームページの内容について、利用者にわかりやすい表現を心がけ、常に最新の情報を提供する。

ハ 関係自治体と連携を図り、パンフレットの配布・自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。

ニ 地域への啓発活動として、空港で開催される「空の日」といったイベントへの参加や、環境学習や見学の要望があった場合は適切に対応する。

##### ③ 地域住民のニーズの把握

機構に寄せられた質問・意見を検討し、地域住民のニーズの把握に努めることでよりよい事業を実施していく。



### 中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

#### ② 広報活動の充実

##### < 財務情報等の公表 >

- 各年度の財務諸表、業務実績評価結果、公共工事に係る発注情報や契約結果情報等の公表を速やかに行うことにより、事業運営の透明性を確保している。

##### 【ホームページの主な公表内容】

- 独立行政法人通則法に基づく公表
  - 業務実績報告書
  - 自己評価調書
  - 年度評価結果の反映状況
  - 年度評価調書
  - 事業報告書及び財務諸表
  - 役職員の報酬・給与等の水準の公表
  - 年度計画
  - 独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況等の公表 等
- 各種事業
  - 空調機器更新工事における申請締切日のお知らせ
  - 空調機器更新工事における申請書類、手引き等の掲載
  - 「福岡空港周辺にお住まいの皆様へ」（事業承継予定について）掲載
  - 住宅防音工事における申請締切日と工事スケジュールのお知らせ
  - 住宅防音工事における説明パンフレットの掲載
  - 空の日イベントでの広報活動 等
  - 校外学習及び出前講座募集のご案内
- 契約関係
  - 独立行政法人空港周辺整備機構契約事務取扱細則に基づく発注情報の公表（入札公告・開札結果）
  - 環境物品等の調達を推進を図るための方針
  - 公共工事の発注見通し
  - 契約監視委員会の概要
  - 調達合理化計画
  - 契約結果の情報 等



### 中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

#### <ホームページの更新>

##### 【中期目標期間における取組】

- ホームページの内容については、利用者にわかりやすい表現を心がけ、事業計画や業務実績報告書の公表などの更新を行い、常に最新の情報を提供した。ホームページの改修にあたっては、Google Analytics を用いてアクセス状況の把握・分析に努め、改修の際の参考にするとともに、職員や関係者等の意見・要望を踏まえて改修を行っている。

##### 【各年度の主な取組】

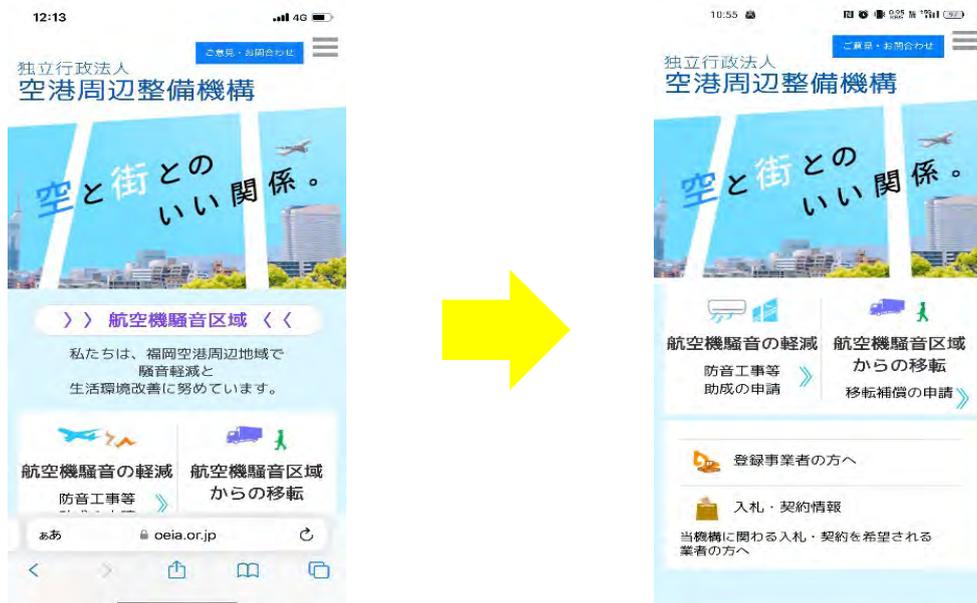
###### ■令和5年度

- 機構の概要に「基本理念、運営方針及び役職員行動指針」の掲載
- スマホ用サイトのトップ画面のレイアウト変更
- 「航空機騒音の軽減」のアイコンの変更

###### ■令和6年度

- 出前講座案内チラシの掲載
- 移転補償事業に係る専用メールアドレスの掲載

#### 【スマホ用サイトのトップ画面】



## 4. その他業務運営に関する重要事項



独立行政法人  
空港周辺整備機構

### 中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

#### <自治体広報誌などへの情報掲載>

##### 【中期目標期間における取組】

- 機構のパンフレットを作成し、関係自治体窓口での配布を依頼し、住民への周知を図った。
- 福岡市及び大野城市が発行している広報誌へ事業案内の記事を掲載するとともに、引き続き地域住民の方々の目に触れる機会が増えるよう事業を案内するチラシを事業対象区域の公民館、共同利用会館へ配布するなど事業の広報に努めた。
- 機構への情報アクセスが容易になるよう、パンフレット等の広報物全てにQRコードを記載した。

##### 【各年度の主な取組】

##### ■令和6年度

- 移転補償事業について、土地家屋実態調査データを活用して、これまでの広報活動における対象範囲を精査した。その結果、移転補償の対象となり得る土地等が比較的多い地域であった空港北側（箱崎、筥松、社領、吉塚、郷口町、二又瀬等）、及び空港南側（大野城市仲畑）の約100世帯に対し、令和5年度に作成したチラシをより分かりやすい内容に見直した上でポスティングを実施した。

#### 【マスクケース】



<住宅防音工事を実施された住宅にお住まいの方へ>

### ～空調機器補助制度のご案内～

福岡空港周辺の航空機騒音指定区域内で国の制度に基づく建物の防音工事（防音サッシの取付等）や前回の更新工事で設置されたエアコン等の空調機器が、10年以上の使用により所要の機能が失われている場合に、新しい空調機器に取替えるための購入設置費用の一部を補助します。

※この補助制度は事前審査ありで、審査内容によってはお受けできない場合があります。  
※申込期間にご注意下さい。

詳しくはホームページをご覧ください。  
空港周辺整備機構 住宅防音事業  
<https://www.oeta.or.jp/bouan/index.html>

独立行政法人  
空港周辺整備機構

〒812-0013 福岡市博多区博多駅前二丁目17番5号アークビル9階

■空港周辺整備機構は、福岡空港の周辺地域において、航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善を図ることを目的としております。

#### 【横断幕】







### 中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

#### <啓発活動の実施>

##### 【中期目標期間における取組】

- 例年開催されている、福岡空港「空の日」のイベントに参加し、空港周辺対策への理解を深めてもらうため、機構の業務を紹介したパネル展示や、イベント来場者へのパンフレット等の配布により、機構の事業を紹介するなどの広報活動を行った。また、事業制度を改めて地域住民へ周知するため、移転補償跡地への横断幕設置など広報活動の充実を図った。

##### 【「空の日」イベントの様子】



#### <環境学習や見学の実施>

##### 【中期目標期間における取組】

- 連絡協議会において地域への啓発活動の観点から、空港周辺の関係自治体に対して、機構の事業及び空港への理解を深めていただけるよう、資料やこれまでの取組を紹介し機構が積極的に対応することを周知している。
- 教育機関が行う環境学習の機会を通じて、空港周辺環境対策及び機構の事業についての理解を深めていただくため、ホームページに校外学習や出前講座の募集案内について掲載している。

##### 【各年度の主な取組】

###### ■令和6年度

出前講座の募集については、新たに「出前講座ご案内」のチラシを作成しホームページへの掲載、「空の日」イベントでの配布を行うとともに、機構のパンフレットにも募集案内を掲載した。さらに、空港近隣の中学校、小学校に積極的な働きかけを行うため、福岡市空港対策課及び福岡市教育委員会と連携して、中学校、小学校に直接案内を行った。この結果、福岡市博多区の小学校1校にから申し込みがあり4年ぶりに出前講座を実施した。実施した小学校からは、空港の現状、環境対策を学べる貴重な機会であり、児童・教師にとって有意義であったとの評価をいただいた。

###### ■令和7年度（見込み）

- 令和6年度に出前講座を実施した小学校から、来年度も実施してほしいとのお声もいただいております。9月以降に同校での実施に向けて調整を行う予定である。併せて、教育委員会に対して実施の要望がないか継続的に問合せを行う。



【出前講座の様子】



③地域住民のニーズの把握

＜質問・意見の募集＞

- ホームページに「ご意見・お問合せ」専用フォームを設け、幅広く意見等の募集を行っているほか、関係自治体で配布している機構のパンフレットに意見等の受付方法を記載し、地域住民からのニーズの把握にも対応している。

【ホームページの「ご意見・お問合せ」】

HOME > ご意見・お問合わせフォーム

### ご意見・お問合わせ

空港周辺整備機構に対するご質問、お問合わせなどをお寄せください。  
ご質問等は電話、FAX、お手紙でも受付しております。詳しくはこちらをご覧ください。

#### 入力フォーム

※漢字・ひらがな・カタカナは「全角」、英数字は「半角」でご入力ください。  
※**\***は、必ずご入力ください。

お問合わせ区分  意見  ご質問  お問合わせ  苦情

お名前  姓  名

フリガナ  セイ  メイ

ご住所

年齢

性別  男性  女性

E-mail

▼ご意見・お問合わせ・苦情



### (4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

#### 中期目標・中期計画

##### 【中期目標】

##### (4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、環境対策事業承継日以降の運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、業務上のデータの体系化を進めるとともに、デジタル化して引き継ぎが行えるよう、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこと。

##### 【中期計画】

##### (4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していく。

##### ① 引き継ぎ文書のデジタル化

ペーパーレスによるスムーズな引き継ぎを実現するため、業務上のデータの体系化を進めるとともに、これまでの紙媒体の文書を含め、電子媒体により引き継ぎが行えるようにデジタル化を推進する。

##### ② 業務の可視化パターン化の推進

運営権者への事業説明資料を作成することでスムーズな事業の承継を行うために、内部統制システムで作成している、各事業内容や管理部門の業務を図示化した業務フローチャートの充実及び業務上起こり得るリスクとその対策を可視化したリスク管理表の充実を図る。

##### ③ 研修員の受入れ

運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、環境対策事業承継までの間、運営権者から機構へ常勤の研修員を少なくとも1名以上受け入れ、研修を行う。

#### 中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、機構が実施している事業を適正かつ円滑に承継するため、以下の①～⑤の取組を行い、スムーズな事業承継を行う予定である。

業務移管に当たっては、今後も引き続き運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこととする。（措置状況：「一部実施・実施中」）

#### 【参考】

- 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）

＜各法人等において講ずべき措置＞

本法人が行う福岡空港の周辺環境対策は、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）」に基づき、福岡空港の民間委託を行うこととなる際に、新たな空港運営主体に業務移管する方向で検討が進められている。

福岡空港について民間委託の手続きを進める際には、周辺地域の理解を得る観点からも、丁寧な手続きを踏む必要があることから、業務移管に当たっては、必要な経過措置等も含めた業務の適正かつ円滑な実施を確保する。

本法人の業務が全て終了した段階で、本法人は廃止する。



中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

① 承継に向けて必要となる作業工程表の作成

＜承継及び機構の廃止に至るまでの作業工程表の作成及び全体計画策定の検討＞

- 令和5年7月に承継及び機構の廃止に至るまでの作業工程表を策定し、「中期目標・中期計画」・「滑走路増設・騒音区域見直し」及び「機構の廃止」という全体的な流れと、個別具体的な項目として「福岡国際空港株式会社への事業承継」・「文書整理」・「備品整理」及び「編年史（仮称）の作成」という項目を設定して、今後のスケジュールを明確化した。
- 令和6年5月に機構廃止WGを立ち上げ、承継及び廃止に向けた課題等の洗い出し作業を行い作業工程表の見直しを進めるとともに、福岡国際空港株式会社との承継に向けた本格的な協議開始も見据え、「機構廃止に向けた全体計画（仮称）」の策定に向けた検討を進めている。

② 引き継ぎ文書のデジタル化

＜法人文書デジタル化推進計画の取組＞

- 令和5年度に法人文書デジタル化推進計画を策定し、以下の具体的な計画の内容を定め、取り組んでいる。
  - ✓ 電子媒体の文書保存のルールを策定すること
  - ✓ 職員ごとに電子化の日を設定し、PDF作業に専念すること
  - ✓ 電子化契約（派遣スタッフ・業務委託）により文書保管庫の電子化を促進すること
  - ✓ 電子決裁の運用を図ること
- 令和6年度は、4月に職員ごとに電子化作業に専念する「電子化の日」を設けるとともに、10月からは電子化作業に専従する派遣職員による法人文書の電子化に取り組んだ。

＜データの体系化＞

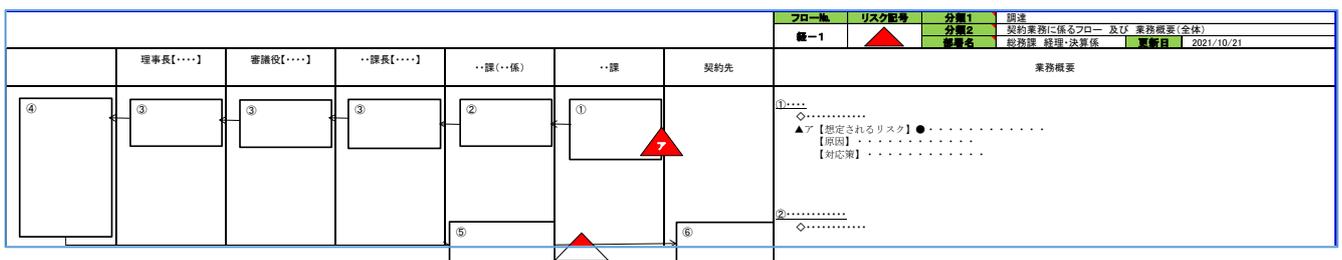
- 電子媒体を正本・原本として体系的に管理するため、法人文書ファイル保存要領に共有フォルダ階層やファイル名（保存期間の明記）など電子媒体の文書保存の方法を定め、データを体系的に管理できるように取り組んでいる。
- また、電子媒体の保存を推進するため、グループウェア（サイボウズ）のワークフロー機能を用いた電子決裁を行うことができるよう法人文書取扱規程を改正するとともに、システム構築を行い、電子決裁の運用を行っている。

③ 業務の可視化パターン化の推進

＜業務フローチャート等の作成＞

- 業務フローチャート及びリスク管理表をもとに運営権者への事業説明資料を作成することでスムーズな事業承継を行う予定である。  
業務フローチャート及びリスク管理表の作成及び定期的な再点検を行うとともに、内部監査等において指摘・提案のあった内容等も踏まえた見直しを行った。

【業務フローチャート】



## 4. その他業務運営に関する重要事項



独立行政法人  
空港周辺整備機構

### 【リスク管理表】

独立行政法人空港周辺整備機構 リスク管理表（総務・経理）

令和●年●月●日

分類名	リスク項目	内容	リスクレベル				リスク発生時に想定される事態	想定されるリスク発生原因	リスクに対する基本方針	リスクに対する具体的な対策	備考
			影響度 (A)	発生可能性(D)		リスク 評価点 (A)×(D)					
				発生頻度 (B)	発生性 (C)						
労務	職員の不祥事	情報漏洩	5	1	3	4	20	...	...	...	...

### ④ 研修員の受入れ

#### ＜機構の業務の習熟＞

- 平成 31 年 4 月から福岡空港運営権者より研修員 1 名を受け入れ、機構の業務を習得するための研修を開始しており、住宅騒音防止対策事業、再開発整備事業、緑地造成事業及び移転補償事業について実務研修（OJT）を行っている。
- 機構廃止 WG において福岡空港運営権者への環境対策事業承継及び機構廃止に向けた取組に参加いただいている他、主務省庁や関係自治体等との業務調整、研修会等にも積極的に参加していただいている。

### ⑤ その他の取組

#### ＜運営権者との調整＞

- 令和 6 年度に福岡空港運営権者との意見交換の場を設け、機構の業務内容について説明を行うとともに、事業承継に向けた今後の課題等について情報共有を行った。今後も継続して情報共有を行っていく予定としている。

[参考：独立行政法人改革等に関する基本的方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）]

#### ▶ 各法人等において講ずべき措置

本法人が行う福岡空港の周辺環境対策は、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号）」に基づき、福岡空港の民間委託を行うこととなる際に、新たな空港運営主体に業務移管する方向で検討が進められている。

福岡空港について民間委託の手続を進める際には、周辺地域の理解を得る観点からも、丁寧な手続を踏む必要があることから、業務移管に当たっては、必要な経過措置等も含めた業務の適正かつ円滑な実施を確保する。

本法人の業務が全て終了した段階で、本法人は廃止する。



### (5) 業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組

#### 中期目標・中期計画・年度計画

##### 【中期目標】

##### (5) 業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組

今後、機構は廃止され、業務は運営権者に移管されることから、機構がこれまでの長い歴史の中で様々な課題を乗り越えてきた成果を後世に引き継げるように、培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等のまとめをデジタル化して記録に残すこと。

また、次期中期目標期間に機構の成果のまとめを公表できるように準備を進めること。

##### 【中期計画】

##### (5) 業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組

今後、機構は廃止され、業務は運営権者に移管されることから、機構がこれまでの長い歴史の中で様々な課題を乗り越えてきた成果を後世に引き継げるように、培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等をまとめた事業の成果（レポート）をデジタル化して作成を進めるとともに、廃止を迎える次期中期目標期間に向けて「編年史」や「機構の歩み」のような記録を残す準備を行う。

#### 中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

##### <機構の業務のノウハウや実績、教訓等の取組の編纂>

##### 【中期目標期間における取組】

- 第5期中期目標における業務運営に関する重要事項を踏まえ、機構がこれまでの長い歴史の中で培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等について、機構廃止後もその成果を後世に引継ぎ有効活用することを目的として、その取組を編纂するための「独立行政法人空港周辺整備機構の歩み（仮称）編纂委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、編纂に必要となる原稿の作成や貴重な資料の収集に取り組んでいる。

##### 【各年度の主な取組】

##### ■令和5年度

- 8月に第1回目の委員会を開催し、実施体制及びスケジュールを決めるとともに、内容及び構成、資料収集及び整理、予算等の大枠の検討や認識の共有を行い、貴重な資料や情報の収集の作業を進めた。
- 2月に第2回目の委員会を開催し、貴重な資料や情報の収集の結果を踏まえ、企画・構成（案）の検討や今後の編纂に向けた作業に取り組んだ。



### ■令和6年度

- 8月に第3回目の委員会を開催し、作業の進捗報告を行うとともに、今後の作業スケジュール等について認識の共有を図った。また、事業成果（レポート）の構成及び貴重な資料の収集方法について検討を進めた。
- 2月に第4回目の委員会を開催し、作業の進捗報告を行うとともに、今後の作業スケジュール等について認識の共有を図った。また、事業成果（レポート）のレイアウトや記載内容について検討を進めた。

### ■令和7年度（見込み）

- 次期中期目標期間に向けて、「事業の成果（レポート）」の作成を進めるとともに、引き続き貴重な資料や情報の収集に取り組む。



### (6) 騒防法第 29 条第 1 項に規定する積立金の使途

#### 中期目標・中期計画

##### 【中期計画】

##### (6) 騒防法第 29 条第 1 項に規定する積立金の使途

騒防法第 29 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、騒防法第 28 条に規定する業務の運営の使途に充てる。

##### 【年度計画】

##### (6) 騒防法第 29 条第 1 項に規定する積立金の使途

騒防法第 29 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第 28 条に規定する業務の運営の使途に充てる。

#### 中期目標期間における取組及び終了時に見込まれる業務の実績

特になし。